

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文  | 意見   | 理由   | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|---|--|--|---|---------------|
| 1   | 図 2.17  | 海域(COD)を加えるべきである。  | 河川(BOD)を載せていることから、海域(COD)についても載せるべきであると考えたため。  | 湖沼・海域のCODを記載しました。   | p2.19         |
| 2   | 図2. 41 世界の地域別エネルギー需要の見通し  | 棒グラフが細かく区分されているが、何を区分しているかが不明  |  | 凡例を記載しました   | p2.38         |
| 3   | 3行目<br>「ヒト・モノ・カネ」   | 「人・モノ・カネ」  | 本文中の他の標記と併せてはどうか   | ご意見の通り修正しました。   | p2.44         |
| 4   | 図2.52, 図2.54, 図2.57, 図2.63など  | 厳選または削除  | ICTに関する関連資料が多すぎる。直接下水道に関わらないものは削除し、記述をスリム化すべき。特にP2.51のスマートタウンについては、中期計画でも述べられておらず、下水道との関係性が希薄である。  | 図2.54は削除しました。他の図はICTが幅広い分野で利用されていることを示すため記載しています。   | p2.47～p2.57   |
| 5   | また、直接的な水利用だけでなく、間接的な水利用(いわゆる仮想水)…<br>～<br>表2.6まで  | 削除   | 仮想水の問題は下水道が解決すべき問題ではないし、中期計画でも対策が述べられていない。下水道として途上国の水問題に貢献はできるが、食料の輸入を減らさない限り仮想水の問題は解決しない。農業との連携で食料自給率を上げて、輸入を減らすのが下水道の使命というならばそれは言い過ぎである。 | 第2章には、水にまつわる国際情勢として、すなわち水ストレスを説明するために、バーチャルウォーターについても記載しております。                                | p2.62～p2.64   |
| 6   | 「新たな価値の創造に貢献(innovation)」   | 頭文字を大文字に修正<br>「新たな価値の創造(Innovation)」   | 誤記のため  | ご意見の通り修正しました。   | p3.2          |
| 7   | -   | 下水道法に示された役割である「公衆衛生」に関する記述を追加。   | 下水道の根本的な役割である公衆衛生の確保が5つの使命から読み取れない。Nexusの中に入れておくべき。  | 水を質的に健全に循環させることが公衆衛生の確保につながりますし、災害時も汚水の収集・処理の確保により公衆衛生の確保が図られると考えておりますので、原文のままとさせていただきます。     | p3.4～p3.6     |
| 8   | b) 浸水対策   | P3.5に移動  | 浸水対策は健全な循環ではなく、強靱な社会の方に入るべき。Resilientは大規模災害だけを対象としているが、計画降雨対応の浸水対策が完了していない中では計画降雨未達の雨で浸水が頻発しており、立派な災害である。                                  | 平常時の雨水管理については、水循環(ネクサス)という広い概念の中に含まれることと整理しており、計画を越える異常豪雨については非常時の対応(レジリエント)に含まれると整理させて頂きました。 | p3.4～p3.6     |
| 9   | ○また、今や大規模災害による甚大な被害発生は想定外でなくなり、今後30年間に震度6以上の地震に見舞われる確率が高いなど、…                               | ○また、今や大規模災害による甚大な被害発生は想定外でなくなり、首都圏を含む広域なエリアで今後30年間に震度6以上の地震に見舞われる確率が高いなど、…   | 図2.27を見ても、発生確率が26%未満のエリアの方が圧倒的に多い。   | ご意見の通り修正しました。   | p3.6          |
| 10  | ③汚水処理の最適化   | -  | 内容が「循環のみち下水道」の進化の項目として書かれるほど新しいものではない。現行ビジョンに記述がないので「循環のみち下水道」の持続として書けないのかもしれないが、進化では違和感がある。   | 汚水処理の最適化の長期目標を修正しました。   | p3.18         |
| 11  | ④雨水管理のスマート化<br>○放流先水域の利活用状況に応じた雨天時水質管理を実施し、雨天時における公衆衛生上のリスクを最小化する。                          | (意見)<br>雨水放流先の水質管理を実施するにあたり、放流先は相当な数があるため、全ての放流先を把握し、水質管理することは人材確保、財源確保が困難である。   | 放流先は相当な数があるため、海域に近接した放流先に限る等、地域を特定する必要がある。   | 「放流先の利活用状況に応じた雨天時水質管理」の記述の通り、全ての放流先で同一の対応を想定しているものではありません。                                    | p3.19         |
| 12  | ④雨水管理のスマート化<br>○雨水管理の一環として、まちづくりと連携して雨水の貯留・利用等を積極的に進めることにより、気候変動を踏まえた渇水・豪雨にも耐えうる強い都市に再構築する。 | (意見)<br>既往最大降雨を目標とした浸水対策を実施するにあたり、ハード対策としては、雨水排除を効率よく放流先へと導き効果を発現することで、次の降雨に備える事が重要である。その一方で、渇水を考慮した対策を実施する場合、雨水管等に一時貯留した雨水の運用が基本となるため、渇水期における集中豪雨時に、排水能力の低下に起因した浸水被害が懸念される。 | 渇水対策を兼ね備えた浸水対策を実施するには、相反する自然災害への対応となるため、運用時の人災を防ぐためには、より確実な長時間降雨予測の確立が必要となる。また、新たな設備投資にも財源が必要と判断されるため、財源確保における国のバックアップが必要である。              | ご意見の点を踏まえ、施策を実施して参ります。  | p3.19         |
| 13  | 図3.13 想定される連携の形のイメージ  | 削除   | 絵が分かりづらく、その意味を考えるために文章を読まないといけない。イメージ図としては本末転倒。  | 説明と絵を横に並べました  | p3.23         |
| 14  | 施設当たりの維持管理費が減少しているなど下水道施設の維持管理が十分に行われていない現状がある。   | 施設当たりの維持管理費が減少しているなどことなどから、下水道施設の維持管理が十分に行われていない現状があると考えられる。   | 維持管理費の減少についてはコスト縮減による部分もあると考えられることから、維持管理費が減少していることが直接、維持管理が不十分であることにはつながらないと考えられるため。  | ご意見の通り修正しました。   | p4.3          |
| 15  | ○経費回収率～その率が低く、その要因としては～   | 文言修正<br>○経費回収率～その率が低く、その要因としては～  | 誤記のため  | ご意見の通り修正しました。   | p4.8          |
| 16  | 図4.15 下水道使用料の地域間格差(平成23年度)  | 文字消え修正<br>図中の下部にある注釈(※箇所)上部の文字が消えている、もしくは消し漏れ  | 誤記のため  | ご意見の通り修正しました。   | p4.11         |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文   | 意見  | 理由  | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号  |
|-----|--|---|---|--|----------------|
| 17  | 図4.24 節水トイレの普及   | -   | TOTOの資料だと思われるが、出典が必要では。   | 一般的な情報ではないため、図を削除しました。   | p4.17          |
| 18  | 図4.32 下水道界の民間企業の従業員(技術者)数の増減<br>図4.81 下水道界の民間企業の従業員(技術者)数の増減(再掲)<br>図中の注釈箇所<br>※日本下水道管理業協会は、調査対象とした～ | 文言修正<br>※日本下水道管理業協会は、調査対象とした～   | 誤記のため   | ご意見の通り修正しました。  | p4.26<br>p4.75 |
| 19  | (3)具体的施策   | ICTの活用に関する記述を追加してはどうか。例えばモバイル端末やAR技術を活用し、現場で台帳や維持管理情報を入手するなど。   | アセットマネジメントのヒトの不足をICTで補完する視点がない。   | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>f) ICT・ロボット等の活用促進<br>国は、施設管理の信頼性や効率の向上に資するICTやロボット等の活用を推進するため、ICT・ロボット等の分野と下水道界のニーズ・シーズをつなぐ「場」の構築や、技術実証、モデル事業等の施策を推進する。<br>※4.2の箱書き<br>国は、ICT・ロボット等の分野と下水道界のニーズ・シーズをつなぐ「場」の構築等を推進する。        | p4.41<br>p4.2  |
| 20  | 図4.43 中の<br>○10年間に実施する事業内容   | ○中期的に実施する事業内容   | 10年間に実施する事業内容は基本計画レベル。実施計画では長くても5年ではないか。議論が不十分であれば10年間という数字をぼかすべき。  | ご意見の通り修正しました。  | p4.36          |
| 21  | 図4.44 【現状】の【公的機関、民間等】<br>・各自治体の施設、経営状況がわかない  | ・各自治体の施設、経営状況がわかない  |   | ご意見の通り修正しました。  | p4.36          |
| 22  | 図4.44 取組による成果のイメージ<br>図中の【現状】における【国】の吹き出し箇所<br>・各自治体の施設、経営状況がわかない                                    | 文言修正<br>・各自治体の施設、経営状況がわかない  | 誤記のため   | ご意見の通り修正しました。  | p4.36          |
| 23  | 全国データベース化全般について  | 実施していくという論調から、検討していくような論調の方が良いのでは   | すでにシステムを持っている自治体にとっては、二重の投資と二重の手間になることが懸念される。また、各自治体のシステムからデータを吸い上げる概念となっているが、簡単にうまくいくとは思えないことから、実現に向けもっと議論を深めるべきではないかと考えるため  | 現在、下水道全国データベースの仕組み・運用方法について、日本下水道協会など関連団体と共に検討しています。追って地方公共団体とも調整していきたいと考えています。  | p4.37          |
| 24  | 図4. 46 料金体系の考え方(イメージ)  | 図中の維持監理費 ⇒ 維持管理費 に修正  |   | ご意見の通り修正しました。  | p4.38          |
| 25  | 図4.46 図の中の 維持監理費   | 維持管理費   |   | ご意見の通り修正しました。  | p4.38          |
| 26  | 2. 非常時(大規模地震・津波・異常豪雨等)のクライシスマネジメントの確立  | 追記<br>非常時のカッコ書きとして「異常豪雨等」が含まれているが、(1)現状と課題、(2)中期目標においては、異常豪雨等を対象とした記載がない。一方で、(3)主な具体的施策には「○豪雨対策」として項目出しされている。2.32において言及している豪雨被害や、4.139において記載している浸水対策などを踏まえて、異常豪雨等のクライシスマネジメントについても記載すべきではないか。また、「等」が地震・津波・豪雨以外のどのような非常時を想定しているのかの記載されていないが、水質事故や火災、噴火など、下水道に影響を及ぼす非常事態すべてがクライシスマネジメントの対象であると例示すべきではないか。 | 東日本大震災以降、大規模地震や津波に対するクライシスマネジメントが注目されているが、異常豪雨も発生頻度が高く、また、火災や水質事故等も発生する可能性は否定できない。クライシスマネジメントの対象として地震・津波対策が中心に記載されているが、これ以外の非常事態についても想定外とせず、発生のあるものとして中期の取組みに掲載される必要があるのではないかと考えるため | ご意見の通り、「クライシスマネジメント」は一般的には水質事故等を含めた広い概念で捉え得る用語ではあるが、本ビジョンでは、これまでの被害発生状況等を踏まえ、専門的な委員会等を通じて方向性や具体的な施策についての知見が得られたものを掲載することとし、「クライシスマネジメント」においては「大規模地震、津波、異常豪雨等を扱い、水質関係については一部「健全な水環境の創出」において扱うこととしたため、原案の通りとさせていただきます。 | p4.42          |
| 27  | (1)現状と課題<br>○下水道BCPの策定自治体は～自治体からは策定の予定がないと回答している。  | 文言修正<br>○下水道BCPの策定自治体は～自治体は策定の予定がないと回答している。   | 文言の繋がりに修正   | ご意見の通り修正しました。  | p4.43          |
| 28  | 中間目標   | 具体的な年数は削除願いたい   | 短期内(5年以内)は事実上達成不可能と思われるため   | 本ビジョンにおける中期目標は、下水道地震・津波対策技術検討委員会における検討結果を反映したものであること、及び制度構築等の中期的な取組の目標とするものであることから、具体的な目標年数についても記載することとしたため、原案の通りとさせていただきます。   | p4.42、p4.57    |
| 29  | 表4.5 新潟県中越地震の対応<br>下水道法施工令   | 下水道法施行令   |   | ご意見の通り修正しました。  | p4.45          |
| 30  | (3)具体的施策<br>○大規模地震・津波・異常豪雨等には多大な時間、費用を要することから、…  | ○大規模地震・津波・異常豪雨等のハード対策には多大な時間、費用を要することから、…   |   | ご意見の通り修正しました。  | p4.58          |
| 31  | 図4. 89 歳入・歳出を記載した計画の策定状況   | 図4. 89のタイトルが、図4. 88と同じで内容から判断するとタイトルがおかしいと思われる  |   | 図のタイトルをご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>「歳入・歳出を記載した計画の策定状況」は「歳入・歳出を記載した計画の公表状況」に修正   | p4.80          |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No.          | 原文   | 意見   | 理由   | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号 |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
|--------------|--|--|--|--|---------------|--------|--------|------|------|------|--|--|--------------------------|------------------------|------|-------|-------|------|------|------|---|---------------|--------|
| 32           | a)下水道の整備効果   | 追記項目<br>○また、●●●などでは、下水道整備による水質の改善により、良好な水辺空間や町並み景観が形成され、観光客が増加するなど、観光資源・地域資源として、まちづくり・地域の活性化に貢献している。   | ・下水道の整備による効果について、自然環境の改善事例だけではなく、良好な水辺空間や町並み景観の形成など、まちづくりの観点での効果も明確にするため。<br>・下水道整備が観光や地域振興に貢献している具体的な事例により紹介する。 | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を追加しました。<br>「～得られている。また、松江市堀川などでは、下水道整備による水質改善により、良好な水辺空間が形成され、観光資源として、まちづくり・地域の活性化に貢献している。」   | p4.86         |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 33           | 図4.90 凡例<br>下水道普及率   | 下水道人口普及率   |  | 下水道処理人口普及率に修正しました。   | p4.87         |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 34           | 図4.109 病原性微生物の循環<br>図中の文言「と物」「エアゾール」<br>図中の吹き出し箇所  | 文言修正<br>と物 ⇒ 嘔吐物<br>エアゾール ⇒ 飛沫感染(エアロゾル感染)<br>吹き出し位置が食品からヒトへの矢印箇所になっているが、図中の「下水処理」箇所からの吹き出しが正しいのではないか。  |  | 吹き出しの位置は修正しました。出典を確認しましたが、記載の通りでしたので、原案通りとさせていただきます。   | p4.99         |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 35           | 事業主体は、瀬戸内海等の「豊かな海」が求められる水域で、季節別運転を実施するなどして地域の要望に対応する。  | 事業主体は、瀬戸内海等の「豊かな海」が求められる水域で、季節別運転を実施するなどして地域の要望に対応する。できるよう、栄養塩濃度レベルを管理するための新たな手法を開発し、下水処理場における環境への負荷量管理などの事例を積み重ねていく必要がある。   | 季節別運転による栄養塩濃度レベルの管理手法が確立されていないため。  | 全国12箇所で開催が実施されており、実施可能と考えております。  | p4.102        |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 36           | 図4. 112 地域のニーズに応じた流総計画   | 図中の病原性微生物のリスクを無くす ⇒ リスクを軽減する   | リスクを無くすことは不可能である   | 「リスクを無くす」を「リスクを減らす」に修正しました。  | p4.103        |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 37           | 表4. 10 中のリンの利用状況   | 有効利用されているリンの量約0.6tで、堆肥利用33万DS-tとなること<br>が記載されているが、リンの量と堆肥の量との関係が理解できないので<br>わかりやすくしたかどうか   |  | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br><br>農業・食品に関わるリンの輸入量約56万トン/年のうち約1割が下水道を経由である。しかし、その有効利用は約1割(主にコンポスト)である(図4-134)。また、コンポスト化された下水汚泥量は平成17年度31万DS-tから平成23年度33万DS-tとほぼ横ばいで推移しており、このコンポストの成分としてリンが含有されている。 | p4.111        |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 38           | ○農業・食品に関わるリンの輸入量約56万トン/年…約1割が下水道…有効利用は約1割…(…33万DS-t)   |  |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 39           | 図4. 126 国内のリンのフロー  | 輸入量55.5トンに対し、下水道流出分が5.5トンは理解できるが、残りの50トンはどこへ行ってしまうのか。収支が成り立っていないので記載したらどうか。  |  | 残りのリンは農地や海等に流出していると思われそうですが、本図は下水道への流入量を主に記載しているため、原図のままさせていただきます。   | p4.112        |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 40           | 図4. 127 リン利用しない理由  | ・凡例の文字が重なってしまっているため、体裁を整える<br>・②、③に枠線を追加   | 図121、図122の記載と同様に主な理由に枠線をつけた方がわかりやすい  | ご意見の通り修正しました。  | p4.112        |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 41           | f)下水道施設の一部等を活用した太陽光等再生可能エネルギー  | 表4. 太陽光発電に係る調達価格・調達期間(H25)<br><table border="1" data-bbox="923 1371 1216 1480"> <tr> <td>太陽光</td> <td>10kw以上</td> <td>10kw未満</td> </tr> <tr> <td>調達価格</td> <td>36円+税</td> <td>37円</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>20年間</td> <td>10年間</td> </tr> </table> | 太陽光  | 10kw以上   | 10kw未満        | 調達価格   | 36円+税  | 37円  | 調達期間 | 20年間 | 10年間   | バイオマスについて固定価格買取制度についての言及があったが、現状として太陽光発電等他の発電方法においても制度の利用がされていることから、太陽光発電についても調達価格等の記載をしてはどうか。 | ご意見の通り追加しました。            | p4.113                 |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 太陽光          | 10kw以上   | 10kw未満   |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 調達価格         | 36円+税  | 37円  |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 調達期間         | 20年間   | 10年間   |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 42           | 表4.11 バイオマス発電に係る調達価格・調達期間(H25)<br><table border="1" data-bbox="329 1570 667 1732"> <tr> <td>バイオマス</td> <td>メタン発酵<br/>ガス化発電</td> <td>廃棄物<br/>(木質以外)<br/>燃焼発電</td> </tr> <tr> <td>調達価格<br/>(税込)</td> <td>40.95円</td> <td>17.85円</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>20年間</td> <td>20年間</td> </tr> </table> | バイオマス  | メタン発酵<br>ガス化発電   | 廃棄物<br>(木質以外)<br>燃焼発電  | 調達価格<br>(税込)  | 40.95円 | 17.85円 | 調達期間 | 20年間 | 20年間 | 表4.11 バイオマス発電に係る調達価格・調達期間(H25)<br><table border="1" data-bbox="923 1570 1320 1732"> <tr> <td>バイオマス</td> <td>メタン発酵<br/>ガス<br/>(バイオマス由来)</td> <td>一般廃棄物<br/>その他の<br/>バイオマス</td> </tr> <tr> <td>調達価格</td> <td>39円+税</td> <td>17円+税</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>20年間</td> <td>20年間</td> </tr> </table> | バイオマス  | メタン発酵<br>ガス<br>(バイオマス由来) | 一般廃棄物<br>その他の<br>バイオマス | 調達価格 | 39円+税 | 17円+税 | 調達期間 | 20年間 | 20年間 | 経済産業省資源エネルギー庁の調達価格の標記に併せて税込ではなく、税別で記載(H25とH26で税率が異なることも踏まえ。)してはどうか。 | ご意見の通り修正しました。 | p4.113 |
| バイオマス        | メタン発酵<br>ガス化発電   | 廃棄物<br>(木質以外)<br>燃焼発電  |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 調達価格<br>(税込) | 40.95円   | 17.85円   |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 調達期間         | 20年間   | 20年間   |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| バイオマス        | メタン発酵<br>ガス<br>(バイオマス由来)   | 一般廃棄物<br>その他の<br>バイオマス   |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 調達価格         | 39円+税  | 17円+税  |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 調達期間         | 20年間   | 20年間   |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 43           | ○省エネルギー対策・温室効果ガス排出量の削減<br>…約1割削減…約11%削減…   |  |  |  |               |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |
| 44           | b) 省エネルギー対策・温室効果ガス排出量の削減<br>…約1割削減…約11%削減…   | 何を基準とするのか不明確であることから、基準を明記すべきでは   |  | 「温室効果ガス排出量を約11%削減」にご意見を踏まえ、以下のとおり注釈を付けました。<br>○「下水道からの温室効果ガス排出量の現在からの削減比。省エネルギー対策、下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化等によるN2O排出削減を見込む」  | p4.129        |        |        |      |      |      |  |  |                          |                        |      |       |       |      |      |      |   |               |        |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文  | 意見   | 理由   | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|---|--|--|---|---------------|
| 45  | a)汚水処理未普及の状況  | 追記項目<br>○未普及対策の推進については、経営面と一体的な検討が必要であり、接続率向上による使用料収入の増加など、経営基盤の強化による持続可能な施策への取り組みが重要である。                  | ・今後10年程度での汚水処理施設整備の概成を目指すとしても、持続可能な経営管理を無視した、未普及対策への投資は難しいと考えるため。<br>・接続率向上による使用料収入の増加など、経営基盤の強化との一体的な取り組みが重要であるため。  | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>「投資余力が減少する中、より一層の効率化が求められている。」を「投資余力が減少する中、施設管理及び経営管理の両面からより一層の効率化が求められている。」 | p4.120        |
| 46  | (2)中期目標<br>.....<br>○雨水の貯留・利用を実施することにより.....                          | ○雨水の貯留・ <del>浸透</del> ・利用を実施することにより.....<br>を加筆したらどうか  | 浸水対策として、浸透事業も実施しているため  | ご意見を踏まえて修正しました。   | p4.132        |
| 47  | (2)中期目標<br>○浸水対策を実施する.....<br>(特に都市機能...約300地区において...)                | 約300地区の数字的なものを記載する必要があるか。  | 数字的なものを入れると、300地区しか実施しないととらわれないか。実際に現状では300地区かもしれないが、今後10年間で新たな被害箇所が出たならば対応しなければならないと考えるので数字的に縛らない方がよいのでは  | 300箇所に限定するものではありませんが、数値目標はできるだけ記載したいと考えております。   | p4.132        |
| 48  | a)水量対策<br>.....<br>○再度災害防止の観点等から.....約300地区において.....                  |  |  |   | p4.148        |
| 49  | a) これまでの浸水対策の考え方と現状   | P4. 123において、図4. 150及び表4. 14のデータが示されているが、P4. 121の考え方と現状を記載している本文の内容のどの部分を補完しているものなのかが理解しづらい                 |  | 3段落目は「～適用されており、排水区の特性を反映した浸水状況の高精度な評価が行われている。」と修正しました。<br>表は、4段落目は「浸水対策に関する知識を有する人材の不足」を説明しています。      | p4.133        |
| 50  | ○国は、汚水の整備区域に係わらず、浸水実績を有する等浸水リスクの高い地区については公共下水道による浸水対策を実施可能にすることを検討する。 | -  | 汚水の整備計画がない場所は農村、山間部等人口密度が低いと思われる、予算が無い中での「選択と集中」という考え方から逸脱する。制度的にやれることとなっても、予算の裏付けがなければ実施できないため、市民からの批判を増やすだけではないか。下水道事業者としてのニーズはあるのか。   | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>国は、下水道による汚水の整備区域外でも、浸水実績を有する等浸水リスクの高い地区については公共下水道による浸水対策を実施可能にすることを検討する。     | p4.149        |
| 51  | 事業主体は、都市浸水対策達成率及び既往最大降雨により床上浸水のおそれのある戸数の削減数の進捗管理のためにベンチマーク手法を活用する。    | -  | 都市浸水対策達成率の定義が曖昧であり、ベンチマークの指標としてはなじまないのでは。  | ベンチマークの指標の定義については今後検討して参ります。  | p4.149        |
| 52  | 図4. 173及び図4. 174  | 記載が英語となっているので、日本語にて記載したらどうか  | 英語がわからない人に理解できない   | ご意見を踏まえ修正しました。  | p4.157        |
| 53  | 図4. 175及び図4. 176  | 記載が英語となっているので、日本語にて記載したらどうか  | 英語がわからない人に理解できない   | ご意見を踏まえ修正しました。  | p4.158        |
| 54  | (3)主な具体的施策<br>.....下水道全国データベース...                                     | (意見)<br>このデータベースの具体的イメージを記述していただきたい。   | このデータベースに、自治体の情報を入れることになるのかどうか不明。  | 現在、下水道全国データベースの仕組み・運用方法について、日本下水道協会など関連団体と共に検討しています。追って地方公共団体とも調整していきたいと考えています。                       | p4.169        |
| 55  | f)新技術普及の課題  | f)【新技術普及の課題 ⇒ f)新技術普及の課題   |  | ご意見の通り修正しました。   | p4.172        |
| 56  | f)新技術普及の課題<br>.....新技術の導入を検討する事が動機づけられていない。                           | (意見)<br>この課題に対する対応策がどこに記述されているかによるが、導入に際し、該当する新技術採択のハードル(条件、基準等)を低くするような記述ができないか。                          | 新技術を導入する方が、従来技術を使うよりも有利になると意識されれば、導入が促進される。  | c)全国への普及展開のスキーム構築の2つ目、3つ目の○にご意見の趣旨への対応策を記載しております。   | p4.190        |
| 57  | 図4. 194 下水道の役割 の中の<br>安全・安心へのニーズの高まり ⇒ 都市浸水対策の強化                      | 都市浸水対策だけではなく、地震対策の強化や老朽化対策の推進は入らないか  |  | 地震対策の強化、老朽化対策の推進...「下水道の役割」というよりは、機能保持のための取組であるため記載通りとさせていただきます。                                      | p4.174        |
| 58  | g)健全な水循環・資源循環を創出する「循環のみち下水道」への転換                                      | 追記項目<br>○施設の建設あるいは更新(入替)段階において、標準耐用年数を大幅に超える強固で丈夫な施設づくりを目指し、トータルコストを踏まえた超長寿命化対策(下水道施設寿命倍増計画)について調査・研究を進める。 | ・公共事業では、施設の標準耐用年数や処分制限期間などの範囲によって制約され、強固で丈夫な施設整備よりも、一定の保持期間が優先される。<br>・一方で、資材や施工の新技術などにより、費用は嵩むものの標準耐用年数より長寿命化が図られる手法も現存する。(例:コンクリートや鉄筋の被覆又は表面処理)<br>・新設・更新(入替)段階において、新たな工法や資材などを活用した長寿命化対策による、高耐用年数の考え方などについて調査・研究を進め、維持管理・更新費用の縮減(トータルコストの縮小)を目指す。<br>※交付金への適応となることが期待される。 | 新技術開発五カ年計画(仮称)の策定において、具体的に検討していきます。   | p4.190        |
| 59  | b)技術開発の体系化・連携の促進<br>○具体的には、国は、地方公共団体、研究機関(民間企業を含む)とも連携し、.....         | (意見)<br>民間企業の中でも、中小企業も参画しやすい環境を構築するような記述ができないか。特に資金面においての援助など。   | 技術開発の情報は、大企業からのものが多いが、中小企業の中に独自の先進的技術が埋もれていることが少なからずあると思われる。   | 民間企業の中に中小企業も含まれていることから、現状のままとさせていただきます。   | p4.190        |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文   | 意見  | 理由  | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号   |
|-----|--|---|---|--|-----------------|
| 60  | (2)産官学の連携  | (2)産学官民の連携  | 下水道事業のエンドユーザー、費用負担者は国民であり、国民との連携なくしては事業が成り立たない。特に、雨水管理においては、国民との連携が被害の最小化に不可欠であるため。また、4.52にも「産学官民一体となった効果的な下水道広報を推進」との記述があり、表現を統一した方がよいと思われる。   | 雨水管理については、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>○このため、各地方公共団体において、それぞれの地域の状況、特性、ニーズに応じ、適切な汚水・雨水管理を持続的に実施することを基本としつつ、財政、人材等が限りある中で、経営の観点も踏まえ、事業を選択・集中して実施することが望まれる。また、事業実施にあたっては、時間概念も踏まえて、実施すべき事業内容、整備目標水準を明確にした上で、ハード・ソフト・自助等を含めた幅広いツールを視野に入れ、効果的かつ効果的に下水道事業を進めるべきである。<br><br>広報については、「産学官民」を「産学官及び国民」に修正しました。 | p4.192<br>p4.73 |
| 61  | ○このため、地方公共団体においては、中長期を見据えた、人材の育成・配置と共に、また、退職者再雇用、公的機関における退職者の活用による、補完体制の充実が必要である。  | ○このため、地方公共団体においては、中長期を見据えた、人材の育成・配置と共に、退職者再雇用、公的機関における退職者の活用による、補完体制の充実が必要である。<br>また、民間活力の導入や官民のパートナーシップ、官民の役割分担などを考慮した、技術の継承サイクルの確立が必要である。                       | 人材育成の目的の一つに「技術の継承」サイクルの確立があると考えている。限られた人数の中で、いかに効果的かつ効率的に技術の継承を進めるには、民間の力を活用する必要がある。ただ単に民間にアウトソーシングするのではなく、官と民の役割分担を明確化し、民間をパートナーとして、次世代に技術やノウハウを繋げるサイクルを確立する必要があると考えられるため。             | 「(2)産学官の連携」で記載しており、原案の通りとさせていただきます。  | p4.192          |
| 62  | 下水道界の人材が全体として減少していくなかで、持続と進化を繰り返していくためには、各関係主体が、組織、世代、地理的距離を超えて、各処理場等での管理ノウハウや先進的な技術等に関するナレッジの蓄積と共有するとともに、新たなナレッジを継続的に創造していく枠組みが必要である。 | 下水道界の人材が全体として減少していくなかで、持続と進化を繰り返していくためには、各関係主体が、組織、世代、地理的距離を超えて、各処理場等での管理ノウハウや先進的な技術等に関するナレッジを蓄積、共有し、国内外の成功事例を地域の実情に応じてフィードバックするとともに、新たなナレッジを継続的に創造していく枠組みが必要である。 | 国際展開の過程で、主に東南アジアを対象に実証した低コストのノウハウについては、人口減社会の中で国民のコスト負担を可能な限り抑制する手段として、国内への適用(逆輸入)も有効であると見込まれることから、施策展開の視点に盛り込んでおいた方がよいと思われるため。   | ご意見の通り修正しました   | p4.193          |
| 63  | (4)人材育成・配置<br>○このため、…退職者の活用による、…   | 退職者の活用による、 ⇒ 退職者の活用による、   |   | ご意見の通り修正しました   | p4.193          |
| 64  |  | 全国的なDBの構築・活用については東京都と同意見です。   |   | 現在、下水道全国データベースの仕組み・運用方法について、日本下水道協会など関連団体と共に検討しています。追って地方公共団体とも調整していきたいと考えています。  | p4.169          |
| 65  |  | ハコ書き内7行目、「機能やサービスの達成に向けて、その機能や役割を…」を「機能やサービスの達成に向けて、その価値や役割を…」に変更してはどうか。  | 「機能の達成に向け、機能を進化させる」という文章となっており、分かりにくい。例えば、「価値」等、他の単語を使用してはどうか。  | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>「機能やサービスの達成に向けて、それらを進化」<br>(P3.9 b)も同様の記載に修正しました)  | p3.9            |
| 66  |  | 本文の文中の太字部分について、統一感を出すべきではないか。   | 太字にするところとしないところに統一感がない。例えば、4つの具体的使命を太字にしてはどうか。  | 太字を明朝体に統一しました。   | p3.9            |
| 67  |  | 2行目の「集約」を「集約化」としてはどうか。  |   | ご意見の通り修正しました。  | p3.13           |
| 68  |  | 6行目の「現在は」を「現在、」としてはどうか。   |   | ご意見の通り修正しました。  | p3.17           |
| 69  |  | 主な具体的施策について、各々の施策の主体を明確に記載してはどうか。   | 他の項目では、「国は、…」 「事業主体は、…」等、主体を記載しているが、「【第4章】1(3)国民理解の促進とプレゼンス向上」の中では主体を明確に記載していないため。  | (3)主な具体施策の冒頭に、ご意見を踏まえ、以下のとおり追加しました。<br>以下の施策を産学官及び国民一体となって推進していく。  | p4.61           |
| 70  |  | b)浸水対策 浸水対策は(2)強靱な社会の構築に記述すべきではないか。   | 浸水対策としての雨水対策を(1)循環型社会の構築に貢献に記述するのは適当ではないと考える。ここに書くのなら、雨水の貯留・活用、浸透等ではないか。  | 平常時の雨水管理については、水循環(ネクサス)という広い概念の中に含まれることと整理しており、計画を越える異常豪雨については非常時の対応(レジリエント)に含まれると整理させて頂きました。  | p3.4~p3.6       |
| 71  |  | a)非常時の下水道機能の持続→下水道機能の持続   | 本ビジョン案でも随所で指摘しているように、施設管理が不十分な現状を踏まえ、下水道の持つ機能を平常時においても発揮できるように持続的な管理を行っていくべきことの必要性をまず訴えるべきではないか。加えて大規模地震等々の異常時にも機能する取り組みを行うとすべきである。異常時対応だけが強靱化ではないと考える。従って枠内も機能を大規模→機能を平常時はもとより、大規模 に修正 | ご意見のとおり修正いたしました。<br><br>なお、平常時の下水道機能の持続の必要性については、「究極の目的」のなかで、「下水道の有する多様な機能の社会への持続的な提供」として記載しており、本頁では、非常時に特化した記載とするため、タイトルは原文のままとさせていただきます。   | p3.6            |
| 72  |  | ③国民理解の促進と…→国民意識の改革と…  | 説明文にあるように排出者としての意識を持ってもらいながら下水道を自分ごとと理解していただくためには、理解の促進といった客体として国民をとらえるのではなく、下水道事業へ当事者の一人として主体的に参画していただく必要がある。  | (2)中期目標の箱書きの下に、ご意見を踏まえ、解説を記載しました。  | p4.71           |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見  | 理由  | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号   |
|-----|----|---|---|---|-----------------|
| 73  |    | ③汚水処理の最適化 説明文中 汚水処理施設の役割分担の最適化→役割分担と連携の最適化 関連して4.107も修正             | 整備エリアについては適切な役割分担をしながらも、後述してあるように施設の統廃合、共同汚泥処理、管理体制や料金体系の一体化等が必要である。  | ご意見の趣旨も踏まえ、計画・整備・管理の各段階においてとの記載となっており、原案の通りとさせていただきます。  | p3.18<br>p4.130 |
| 74  |    | c)経営健全化に向けた方策 適正な使用料金の徴収等収入の確保等、事業主体の取るべき方策を国の方策に先だった記述すべきではないか     | 経営改善の取り組みはまず事業主体において行うべきである。経費回収率の低い中小市町村のあるべき方向性を明確に議論すべきである。汚水私費の原則を掲げ、回収しろというだけでは限界があるのではないかと。一定の改善努力に対し、国が支援する方策の検討が必要ではないかと。事業主体である市町村がとるべき方策の記述が必要である。                | ご意見を踏まえ、事業主体が実施すべき項目として下記の文章をc)経営健全化に向けた方策の2つ目に追加しました。<br>○事業主体は、汚水処理に要する維持管理費、資本費を下水道使用料対象経費に算入し、適正な下水道使用料水準の確保に向けて、引き続き努力する。  | p4.37           |
| 75  |    | a)として「広報の必要性」を記述  | 整備して終わり？と意識されている下水道、機能・役割が理解されていない下水道、「循環の道の進化」を行うに当たってあらゆるステークホルダーに対する産官学一体となった継続的な発信が必要なることを記述すべきである。   | (2)中期目標の箱書きの下に、ご意見を踏まえ、解説を記載しました。   | p4.71           |
| 76  |    | 1、健全な水環境の創出 合流式下水道の改善を記述すべきである。                                     | 25年完了地域の分流式並みとなっているかなどの評価、35年完了地域の計画見直し等を含め、合流式下水道の改善を詳述必要がある。  | 合流式下水道の改善は「雨水管理のスマート化」で記述しております。  | p4.154          |
| 77  |    | b)高度処理等の推進 多くのステークホルダーの理解促進 を追加                                     | 同上  | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正・追記しました。<br>国は、東京湾等の水環境の改善を図るために、関係省、関係都県による広域調整の場を活用し、多くのステークホルダーの理解を得ながら、「産学官」が連携して…  | p4.103          |
| 78  |    | 「民間企業の技術開発」を追記する必要がある。  | これまで以上に、民間企業の開発にゆだねる割合が高くなってくると考えるが、民間開発を促す姿勢を強調する必要がある。  | 下記の文章を追加しました。<br>民間企業は、独自に技術開発を進めるとともに、地方公共団体や公的機関との共同研究等を通じ、技術開発や実用化に向けた実証等を行っている。   | p4.171          |
| 79  |    | ①健全な水環境の創造 「下水道システムの再構築」を追加し、記述する。                                  | これまでの社整審等で議論されてきたように、今後は、多角分散放流、管渠や処理場のネットワーク、サテライト処理場等健全な水環境を創造していくうえで、これまでに作ってきた下水道システムの再構築が必要になってくる。   | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>生活用水の大部分が下水道に集約される状況をふまえ、水処理等のエネルギー効率等を最適にした上で、放流先水域の利活用状況・生態系等に応じて、下水道システムの再構築を図るなどして能動的に栄養塩類などの水質や水量を管理し、地域生活・環境・産業に貢献することを目標とする。                                | p3.16           |
| 80  |    | 「健全な水環境の創造」に関して、全体な目標として「例えば昭和40年代の水環境を復元する」といったものを追加してはいかがでしょうか？   | 流域ごとに目標とする具体的な水環境は異なるとは思いますが、図3-6を端的に説明するような言葉を追加したほうが、個別目標よりわかりやすいかと思えます。理想的には昭和30年代(前回の東京オリンピックも開催された)かとは思いますが、段階的な目標としては昭和40年代が適当かと思えます。                                 | 求められる水環境は地域によって異なるため、原案通りとさせていただきます。  | p3.16           |
| 81  |    | 「水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化」の前に『流域の』という言葉を追加してはいかがでしょうか？                | 下水道事業の都市あるいは地域に限定せず、他の事業との連携も意識し、『下水処理場が流域の水・物質・エネルギーの集約・循環拠点』となることを期待しています。  | 資源・エネルギーの集約等は流域にとらわれない範囲で実施することが想定されるため、特段範囲を限定せず、原文の通りとさせていただきます。  | p3.17           |
| 82  |    | 「再生水、バイオマスである下水汚泥、栄養塩類、下水熱について」の『バイオマスである下水汚泥』を【有機物】と変更してはいかがでしょうか？ | 下の解説にもあるように、流入下水中の「有機物・栄養塩類」を除去から回収へと発想転換することが重要だと認識しており、下水汚泥に限定する必要はないと考えます。欧州では流入下水中の有機物を積極的に回収することでエネルギー自立を達成している事例もあり、日本でも溶解性有機物も含めて積極的に回収・活用すべきと考えています。                | 現状では、流入下水中の有機物回収の技術や概念は確立したものがないため、今後「技術開発5箇年計画」を策定する際の参考とさせていただきます。  | p4.190          |
| 83  |    | 「再生水や熱の利用により」を『再生水や熱のサテライト利用により』と追加してはいかがでしょうか？                     | 再生水を下水処理場から利用先まで送るとエネルギーを消費し(下水道は自然流下であるため、逆送となるケースが多い)、必ずしも低炭素にはならない可能性があり、熱とのパッケージ利用も含めたサテライト利用を意識したほうが良いのではと考えます。<br>「下水管は」という主語も気に入り、「下水管により」としたほうが(主語は下水道)わかりやすいと思えます。 | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>○国は、下水熱利用について、産官学・関係省庁連携による協議会や地中熱等の再生可能エネルギー熱との連携、水熱ポテンシャルマップの開発等を通じ、大規模都市における利用(需要)側と供給側(下水道管理者)との連携強化を図り、下水処理場への集約だけでなく下水管路ネットワークにおける利用も推進する。(場の創出・好事例の水平展開) | p4.118          |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見   | 理由   | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号   |
|-----|----|--|--|--|-----------------|
| 84  |    | 「高度処理に要するエネルギー消費に関する課題」としてp4.84のエネルギー原単位の図で説明していると思われるが10,000m3/日以上の規模では差は小さく、必ずしも課題とは言えないのではないのでしょうか？   | 標準法と「高度処理法」では、処理対象物質が異なり、処理機能を単純に処理量で評価するのは妥当で無いと考えます。「有機物・窒素・リンの除去量(将来的には回収量)」ベースでの評価が必要だと思います。<br>例えば、環境効率＝使用電力量／除去環境負荷量<br>また、下水処理場全体で評価した場合、脱窒の炭素源等で有機物が嫌気的使用され汚泥発生量が減少し、処理すべき汚泥量の減少により、使用電力量はあまり増加しない可能性もあります。  | 10,000m3/日で原単위가1.55倍になっており、消費エネルギーの削減は課題と考えています。   | p4.95           |
| 85  |    | 「東京湾の価値」に関連し、依然として東京湾では年間30日位赤潮が発生しており、2020年東京オリンピックまでに「赤潮発生回数を9割削減する」といった野心的な目標を設定してはいかがでしょうか？  | 段階的の高度処理の導入は非常に有効かとは思いますが、過去の琵琶湖の水質改善の経緯を見ても極端には改善しないと思われます。2020年に開催される東京オリンピックまでに東京湾(特にお台場付近)の水質改善のためには下水道としては「リンだけでも徹底的に落とす。全ての下水処理場の凝集法を導入する。」ことが効果的かと思えます。(もちろん、干潟や藻場の再生といった浄化機能の回復も重要ですが)さらに、水処理で回収したリンを肥料として回収し、オリンピック会場の緑化に使用すれば(再生水も)、下水道のアピールにもなると思われれます。 | 東京湾の目標は、東京湾再生推進会議等の場を活用して関係者で検討させていただきます。  | p4.103          |
| 86  |    | 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)の全技術を一箇所で見られるようなサイトを実現して欲しい。  | B-DASHプロジェクトは技術毎に個別のフィールド(下水処理場)で実証されており、同一の条件での比較は難しい面もあります。例えば、H24B-DASHのフィールドである松山市西部浄化センター(消化・焼却あり)でH23からH25(さらにはH26も)の実証設備を集結して、総合的な組合せによる効果とショーケース的な活用をしてはいかがでしょうか？(再生水の北九州ウォータープラザのような位置づけ)   | 今後の取組の参考とさせていただきます。  | p4.190          |
| 87  |    | (3)主な具体的施策 について<br>「下水道全国データベースを活用する」の実施にあたり、コメントさせていただきます。<br>既存のデータに対する解析は実現可能と考えますが、今後取得したデータを将来活用することを想定すると、有用で信頼できるデータをいか蓄積できるかがカギになると考えます。<br>このためには、システムの構築と、施設設計・診断、プロセス、分析技術などの基本技術を保有する人材の育成が重要であると考えます。<br>「下水道革新的技術実証事業」の長期的実現のためには、基礎・基盤技術の育成支援がますます重要になると考えます。 |  | 今後の取組の参考とさせていただきます。  | p4.37<br>p4.190 |
| 88  |    | 下水道ビジョン2100、下水道中期ビジョン、新下水道ビジョン、下水道長期ビジョン実現に向けた中期計画などが記載されておりますが、位置づけ・関係性が明確となる図を示していただくとわかりやすいと思います。   | 同じような意味の計画が複数ありますが、関係性等が不明であるため。   | 「はじめに」に記載しておりますが、今後、パンフレットの作成を予定しており、その作成の参考とさせていただきます。  | p1              |
| 89  |    | 図2.41 世界の地域別エネルギー上の見直しについて、色分けの凡例があるとわかりやすいと思います。  | グラフの色分けの内容が示されていないため。  | ご意見を踏まえ修正しました。   | p2.38           |
| 90  |    | 下水道の長期的なビジョンの中で、具体的な使命として「RING」が挙げられている点についてはよく理解できました。<br>P3.3以降の「RING」の各項目の説明順も、「RING」の順になっているとより理解しやすくなると思います。  | 現行の記載では「NRIG」の順になっており、「RING」として括った意義が薄れてしまうと考えられるため。   | 最も基本的な使命である「循環型社会の構築に貢献(Nexus)」を最初に記載させて頂いています。図ではRINGSとなるよう記載しております。  | p3.1～p3.8       |
| 91  |    | 図3.2「循環のみち下水道」の成熟化』のイメージ①では、具体的な社会貢献の例示があれば、より理解しやすくなると思います。   | 実際に事業を行う地方自治体のイメージが湧きやすくなるため。  | 社会への貢献は、例えば、汚水処理・雨水排除等の基本的機能の発揮に加え、資源・エネルギー利用、国際展開など、下水道の使命を果たすために行う全ての取組を通じて達成されるものであり、その旨、「循環のみち下水道の持続」にも記載させて頂きました。                     | p3.10           |
| 92  |    | 第3段落1行目後半に、河川等との連携を深めることが示されていますが、水道と廃棄物も追記されるほうが、部門間連携という点ではいいのではないかと思います。  | 効率化、人材の確保、バイオマス資源活用等の観点からは、そういった連携が望ましいと考えるため。また、P4.179の(3)の2つめの○の3行目には、そういった認識が書かれているため。  | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。<br>○さらにこの連携は、下水道分野の中での連携にとどまらず、河川や水道、廃棄物、都市計画、農業、水産業、エネルギー、ICT、ロボット等、多様な分野との連携を深めることも、事業の効果や効率の向上や貢献分野の拡大を図る上で重要である。 | p3.23           |
| 93  |    | 5年以内に国、地方自治体が行うべきことに対する計画が各種存在するため、計画の一覧を用意するとわかりやすいと思います。工程・相関関係が伝わりやすくなると思います。   | 現状では5年以内に行う工程や計画が列挙されているが、国の行う工程はどのタイミングで行われ、それを受け地方自治体がいづ頃取組みを開始するのか、わかりづらいため。  | 現在想定しているスケジュールについては、(3)具体施策に記述しております。  | p4.35～p4.41     |
| 94  |    | 図4.43 下水道事業管理計画制度に基づく官民一体となった下水道事業管理イメージで、下水道事業管理計画では10年間に実施する事業内容を記載することが示されています。精度は落ちて、合わせて20年程度の事業内容も示されるほうが、より長期的な視点で下水道事業を捉えることができるのではないかと考えます。   | P4.31等では、今後は従前以上に長期的な視点で料金を設定することが示されていますが、その際には20年程度の視点はあるほうがいいではないかと考えます。今後、修繕・更新費用が増加すること利用者に認識してもらう必要があるのではないかと考えるため。  | 下水道事業管理計画では、20年間の事業内容を示すことは困難ですが、長期的な事業運営の見直しを記載することを想定しています。  | p4.36           |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見  | 理由  | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号                                |
|-----|----|---|---|---|--|
| 95  |    | <p>・P4.64に記載の「現状と課題」とP4.65に記載の「現状と課題」の内容が異なります。統一した記載方法の方がよりわかりやすいと考えます。</p> <p>・具体的施策として、「現状と課題」に記載の下水道業界の民間技術者の高齢化と自治体技術職員の技術力低下の解決策も重要となることから、記載があった方がよいと考えます。</p> | <p>「現状と課題」に下水道業界の民間技術者の高齢化と自治体技術職員の技術力低下をあげているが、具体的施策はその解決策は含まれていないため。</p>  | <p>現状と課題の箱書きの最後に、下記の文章を追加し、整合を図りました。</p> <p>○各事業主体における下水道事業の情報が不足しており、民間企業として需要等が把握しにくい。</p> <p>○民間企業として、新たな事業展開、新技術の導入が困難。</p> <p>・民間技術者の高齢化については、「4. 下水道産業の活性化・多様化」において対応策を記載しました。</p> <p>・自治体技術職員の技術力低下の解決策については、「d)事業管理に必要な補完体制の確立、技術力の維持・継承」に記載しました。</p> | <p>p4.74</p> <p>p4.83～84</p> <p>p4.38～40</p> |
| 96  |    | <p>(3)のb)の5つ目の○は「自治体の人材」の育成のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。その場合は、明示した方がよりわかりやすくなると思います。</p>  | <p>当該文章では、何を育成するかが分からないため。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>○国は、民間企業の創意工夫が取り入れられるとともに、中長期的な担い手の育成・確保に向けた調達制度のあり方について検討する</p>  | <p>p4.83</p>                                 |
| 97  |    | <p>FITの設備認定済が11箇所、MICSが96箇所、直投型ディスプレイが29市町村とのことですが、参考資料等で具体的な箇所名(市町村)を公表いただくと幸いです。</p>  | <p>すでに導入している自治体がわかれば事業推進にあたり、自治体間で情報交換がしやすいため。</p>  | <p>詳細なデータについては、必要に応じ別途情報提供することを検討します。</p>   | <p>p4.114</p>                                |
| 98  |    | <p>中期計画にて、「国際貢献」を挙げることは唐突感があるように感じます。</p>   | <p>現状や課題で海外の状況には触れられていないため。</p>   | <p>本項目については、「5. 世界の水と衛生、環境問題解決への貢献」の(3)具体施策の一つとして記載しており、現状と課題については当該箇所に記載しております。</p>  | <p>p4.169</p>                                |
| 99  |    | <p>1. 報告書の形式は、各章の主題(エッセンス)をまとめて示すなど、見易い(読み易い)構成にされたい。</p>   | <p>膨大な資料・データの分析のもとに「ビジョン」策定の目標、施策の論拠を提示しようとする姿勢は理解するが、資料・データ部分が多いうえ、必ずしも整理されているとは言い難く全体を把握するためには読み手に多くの労力を要求する。</p> <p>また、分析の結果から帰結される結論も、下水道界では特に目新しいものではない。</p> <p>第2章以降については、各章で真にアピールする部分(エッセンス)を数ページで示し、資料・データは資料編として分冊としたらいいかがか。</p>  | <p>エッセンスをまとめた概要版を作成しました。(パワーポイント資料)</p>   | <p>全体</p>                                    |
| 100 |    | <p>2. 新ビジョン策定の背景と目的に、現行ビジョンの評価・検証と、この間の歴史的な大災害の経験などから、今後の下水道事業に反映しなければならない取り組みも示されたい。</p>   | <p>第1章、第2章は、「何故新ビジョンの策定が今日必要とされるのか」を示した部分であり、下水道事業者の今後の行動を促す最も重要な部分であり、ここでの論述は、各事業者に今後期待されている「ヒト、モノ、カネ」を一体とした事業管理計画策定の必要性を、行政体内、議会、住民に説明する論拠となる部分である。</p> <p>現行のビジョンを継続するのみならずさらに進化させなければならない必然性・必要性を、社会情勢の変化として一般的に論じるのではなく、これまでの日本の下水道の取り組みを検証、評価すると共に、大災害により明らかになった問題点などを加えて述べたいかがか。</p> | <p>第4章の各節における「現状と将来に向けた課題」にこれまでの取組と問題点等を記載しました。</p>   | <p>第4章</p>                                   |
| 101 |    | <p>3. 新しいビジョンで示す取組の方向性が「下水道と社会の関わり」の中でどのような位置づけなのか、事業者がイメージしやすいよう、現行ビジョン報告書p.10の概念図のような図を入れてはどうか。</p>   | <p>現行のビジョンは、それまでの静脈的機能の下水道を、動脈的機能を有したものと変えていこうとするものであり、この完遂を下水道事業の責任範囲とする気概を示したものであった。(参考:下水道ビジョン2100報告書10Pの概念図)</p> <p>新ビジョンは現行ビジョンの方向性は堅持しつつ、あらためて下水道の使命を今日的文脈から再確認し、その使命を果たすために取り組むべきことを整理しているが、多くの下水道事業者が事業イメージをつかみやすいよう、「下水道と社会の関わり」を再度ビジュアルに示し、それぞれの取組がどの部分に関わるものかを説明されてはいいかがか。</p>   | <p>ご意見の趣旨である下水道と社会の関わりについては、第3章の長期ビジョンに図示させて頂いております。なお、今後、パンフレットの作成を予定しており、その作成の参考とさせて頂きます。</p>   | <p>p3.9～3.22</p>                             |
| 102 |    | <p>4. 下水道事業は装置産業であり、施設の最適化と共にマネジメントの最適化が重要である。「事業管理計画」がこの2つの最適化を目指すものであることを明記されたい。</p>  | <p>事業管理計画が一言でいえば何を指す計画なのが見えにくい。</p> <p>「施設の最適化」と「マネジメントの最適化」を目指すものだと、事業者にわかりやすく示すべきである。</p>   | <p>事業管理計画は「人・モノ・カネの一体的マネジメント」による持続的な事業管理の実現を目指す計画であり、ご意見の「施設の最適化」はモノのマネジメントに含まれております。</p>   | <p>p3.12</p>                                 |
| 103 |    | <p>5. 水循環基本法に対する下水道としての見解・対応を触れたほうがよい。</p>  | <p>水循環基本法が成立し直近の新ビジョンである。下水道事業として同法がうたう、国や地方公共団体の責務あるいは流域連携による施策などについて、新ビジョンはどう関係するのか、また、下水道としての今後の方針などは示す必要性があるのではないかと。</p>  | <p>p2.18およびp3.4において、水循環基本法について記述しました。</p>   | <p>p2.18</p> <p>p3.4</p>                     |
| 104 |    | <p>コンセプト・考え方の部分(1章・3章)のページ数が少なく、背景(2章)、技術開発事例(4章後半)等に多くのページがさかれており間伸びしているように感じます。本編、資料編として、分けたほうが、より見やすくなり、言いたいことが浮き出るのではないかと。</p>                                    | <p>考え方の部分を理解しやすくするため。</p>   | <p>概要版(パワーポイント資料)を作成いたしました。また、パンフレットの作成も予定しています。</p>  | <p>全体</p>                                    |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見  | 理由   | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|----|---|--|---|---------------|
| 105 |    | <p>新下水道ビジョンの眼目は、使命を「持続的発展が可能な社会の貢献」とし、さらに分析して4つの分けたこと、「循環のみち」に「成熟化(持続・進化)」の方向性を付け加えたことと理解しており、よく整理されていると思います。</p> <p>しかし、はじめに(1-2)、1章(新ビジョン策定の背景と目的)、以下の3.4章、の記述について整理が必要と考えます。<br/>使命を実現するために、下水道ビジョンとして、「循環のみち下水道の成熟化」の方向性を明示し、その具体的二つの柱(持続と進化)を位置づけた、このことを、本文の1章の目的のところで、明確に記述すべきと考えます。いまは、はじめに(1-2)、には記述されていますが、本文で記述したほうが、分かりやすくなると思います。また、1章には、2章から4章までの要約について、記述し、1章だけみれば、この新ビジョンの内容が概ね把握できるような構成にさせていただくとよいと思います。よって、はじめに(1-2)では、ビジョンの内容についてはより簡潔に記述したほうがよいと思います。</p> | 分かりやすい新ビジョンとするため。  | 現在のビジョンでも「はじめに」に構成を記載していることもあり、原案どおりとさせていただきます。   | 全体            |
| 106 |    | <p>はじめに 中の文<br/>「幼生がさなぎを経て蝶に「変態」していくのごとく、下水道も時代の要請に応じて、下水道の本質的役割をも「変態」させていくことが必要となる。」<br/>という表現は抽象的すぎて分かりにくい。</p> <p>下水道の役割も、土地の衛生、公衆衛生の向上、水環境保全、浸水対策、循環のみち(水・資源・エネルギー)、産業活性化等と機能(役割)が付け加わってきているのは理解できるが、「変態」とはどのようなことをさすのか、もう少し具体例を用いて、説明したほうがよいのではないかと考えます。</p> <p>なお、3.13には「下水道の本質的役割をも進化させ・・・」という表現も有り、循環のみち下水道の成熟化の2つの柱の一つ「下水道の進化」に関係するとおもいますが、視点の違いが理解しにくい。<br/>具体的説明がしにくければ、表現をかえるか、削除したほうがよいと思われる。</p>  | 今回の新ビジョンのコンセプトを正しく理解するため。  | ご意見の通り、当該箇所は、「進化」のイメージの一つとして例示したものであり、注釈に具体例を記載しました。  | p2            |
| 107 |    | <p>3章の表題の直後にまえがきが必要と思います。<br/>突然 箱書きは唐突過ぎます。なぜ使命の説明をするのか、1章とのつながりがあったほうが良いと思います。<br/>また、できましたら、箱書の中に「循環型のみちの構築を図り」ようなキーワードをいれておいたほうが新ビジョンが旧ビジョンの拡張でなりたっていることがわかるのではないかと思います。</p>  | P28行目 「循環のみち下水道」という方向性を堅持しつつというような表現があるため。<br>また、循環のみち構築は大事な使命とも考えられる。 | 下記の文章を追加しました。<br>○本章では、第2章に示したインフラを取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の下水道が果たすべき下水道の使命と、使命を達成するための長期ビジョンを示す。<br>なお、新ビジョンと旧ビジョンと関係については「3. 下水道長期ビジョン」に記載しております。 | p3.1<br>p3.9  |
| 108 |    | <p>(1)循環社会の構築に貢献のなかに、b)浸水対策 がいっています<br/>が、水の循環としての雨水コントロールというような表現か、または、浸水対策と循環との関係について、説明を加えたほうがよいと思います。</p>   | a)水循環 b)浸水対策 c)資源・エネルギー循環とういう並びは不自然なため。                                | ご意見のとおり、「水循環」としての雨水管理という整理をしているため、b)浸水対策というタイトルは削除し、以下のとおり修正しました。<br>○また、地球温暖化による豪雨の頻発等に対する適切な雨水管理(いわゆる適応策)も求められる。                              | p3.4          |
| 109 |    | <p>(3)新たな価値の創造に貢献<br/>りん資源、下水熱利用の記述を追加したほうがわかりやすい。<br/>ここでは、その上の視点で記述していることはわかりませんが、もう少し具体的なことをかいてもよいと思います。</p>   | 読み手が記述内容に、親しみ、具体性を感じたほうがよいため。  | ご意見のような具体的な内容は、第4章の具体施策で記載させていただきます。  | p4.116～p4.118 |
| 110 |    | <p>「支援」ということばはISO55000シリーズでは<br/>資源、力量、認識、コミュニケーション、情報等とされており、民間からの地方自治体への発注支援等もあるので 民間からの支援を 例)に<br/>くわえられないか。</p>   | 今後、民間活用の視点も重要であるため。  | 今後、補完のあり方については、さらなる検討を行っていく予定です。  | p4.38         |
| 111 |    | <p>第4章 下水道の長期ビジョン実現に向けた中期計画<br/>第3章(長期計画)から4章(中期計画)の関係を、分かりやすい図で示すことはできないか。<br/>また、項目ごとにスケジュール感の例の記述があると、実行しやすくなるのでは。</p>   | 項目によって、達成速度が違うと考えられるため。  | 第3章、第4章の項目を揃え関係性を明確化しており、スケジュールについては第4章の具体施策で可能な限り記載いたしました。   | 第3章<br>第4章    |
| 112 |    | <p>第3節 施策展開の視点<br/>は、第4章の基本的考えかたの部分であるので、最初 に持ってきて第1節にすべきではないかと考えます。<br/>(そのまま記述するのではなく、工夫が必要である。)</p>  | 分かりやすい、中期ビジョンとするため。  | 第4章の各施策の中で、「第3節施策展開の視点」に盛り込まれている事項が各所に記載されており、それらをもう一度取りまとめるものとして、「第3節施策展開の視点」を記載しているため、後段に記載することといたしました。                                       | p4.192～193    |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見   | 理由  | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|----|--|---|--|---------------|
| 113 |    | 各項目は (1)現状と課題(2)中期目標(3)主な具体的施策となっているが、(4)事業達成評価項目を追加したらどうか。定量的評価が望ましいが、定性的でもかまわないとおもう。今後は投資効果の視点を強調することも重要となると考えられるため。   | 中期ビジョンの実効性が増すため。  | 中期目標に可能な限り定量的な目標を記載しており、また、「おわりに」に中期計画に位置づけられた目標の達成状況を継続的に検証することを記載しました。   | 第4章<br>おわりに   |
| 114 |    | 「(3)民間企業」の最初の文章の末尾に下記記載例のような文章の追記を検討いただきたい。<br>【記載例】<br>○これまでの……を「補完」する。また、常に技術開発を推し進め、「補完」する機能を適宜高めていく。   | 民間企業のより一層の技術開発に向けた機運を高めるため。   | 技術開発については、「第4章6. 国際競争力のある技術の開発と普及展開」に記載いたしました。   | p4.170～p4.191 |
| 115 |    | 「e)管きよの維持管理基準」の記載内容の拡充を検討いただきたい。<br>【記載例】<br>管きよは流域内の下水を速やかに排除・収集する機能を有し、公衆衛生のレベルを高めるための重要な施設であり、大口径幹線管きよからマンホール、宅内柵を含めて広く面的に整備されている。<br>国は、管きよ等に関する経年劣化や事故発生等の実態を基に、点検・維持・補修・改築を体系的・効率的に実施するため、下水道管路施設の維持管理基準を策定する。 | 管きよは重要な下水道施設であり、今後の効率的な維持管理の実施に向けて当該項目に係わる記載事項を拡充頂きたいと考えたため。また、管きよだけでなく、マンホールやマンホールふた等の他の管路施設の維持管理基準策定も必要と考えるため。  | ご意見を踏まえ、以下のとおりに文章を修正しました。<br>○国は、管路施設に関する維持管理や事故発生等の実態をもとに、予防保全的管理の実現に向けた管路施設の維持管理基準を策定する。   | p4.41         |
| 116 |    | 「d)リスク管理の強化」の説明分に下記記載例のような文章の追加を検討いただきたい。<br>【記載例】<br>○国は、生態系に……必要な対応を図る。<br>また、放流先水域の生態系の健全化を図るため、多様な消毒方法の採用や流況に対応した放流方法等についてガイドラインを定める。(制度構築)  | 放流先水域の生態系の健全化に向けて、塩素系以外の多様な消毒方法等の採用が必要なことも想定される。また、放流先の状況によっては、分散放流やなじみ放流が有効な場合もあるため。   | 「・生態系に配慮した水処理方法や未規制物質対策、水質事故対応技術等について知見を収集し、指針の改定等必要な対応を図る。」において、消毒方法・放流方法は水処理方法等に含んでおります。   | p4.105        |
| 117 |    | 「b)浸水対策に係る基盤の整備」の4番目の説明文について、下記記載例のような追記を検討いただきたい。<br>【記載例】<br>○具体的都市河川流域を……。<br>また、雨水の表面流出や浸透等の現象に対する下水道管等による雨水の取り込みや浸透等の効果を評価しつつ、都市整備部局や道路部局と連携した効果的な対策手法の確立に向けて検討を行う。   | 街渠樹蓋のごみ詰まりなど、雨水の取り込み口に起因する浸水等が発生しており、また、透水性舗装等が有効な場合もあり、各セクターによる面的な対応が必要であるため。  | ご意見を踏まえ、以下のとおりに文章を修正しました。<br>○具体的都市河川……検討する。また、雨水の取り込み口の能力評価等を行うことにより、都市整備部局等と連携した効果的な対策手法を検討する。   | p4.153        |
| 118 |    | 「b)技術開発の体系化・連携の促進」の最初の文章に「効率的な維持管理システム」の追記を検討いただきたい。下記記載例参照。<br>【記載例】<br>○……省エネ、創エネ、汚水処理・浸水排除のスマート化、 <b>効率的・効果的な維持管理システム</b> 等に係わる……。  | 循環のみち下水道の成熟化の実現促進に、効率的・効果的な維持管理システムの技術開発も重要と考えるため。  | 「効率的・効果的な維持管理システム」は既に記載のある「アセットマネジメント技術」に含まれると考えています。  | p4.190        |
| 119 |    | 脚注21の文献を正式なものに修正すべき。   | 英語の綴りが正しくなく、明らかに間違えているため。   | ご意見を踏まえ、修正しました。  | p2.63         |
| 120 |    | 3.3「(1)循環型社会の構築に貢献(Nexus)」に記載されている「b)浸水対策」は、3.5「(2)強靱な社会の構築に貢献(Resilient)」に記載すべき。  | 浸水対策は、循環型社会の構築という側面よりも、強靱な社会の構築という側面との関連性が強い。   | 平常時の雨水管理については、水循環(ネクサス)という広い概念の中に含まれることと整理しており、計画を越える異常豪雨については非常時の対応(レジリエント)に含まれると整理させて頂きました。  | p3.4～p3.6     |
| 121 |    | 4.102にある「管きよ網とディスプレイを活用して生ごみを集約すること」という施策については、4.95の「(1)現状と課題」の箱書き、4.103の「(2)中期目標」の箱書き及び4.104～106の「(3)具体施策」にも内容を記載すべき。   | ディスプレイの導入は、生ごみを効果的に集約できる重要な施策であるため。   | ディスプレイについては食品系廃棄物に含まれると考えております。  | p4.117        |
| 122 |    | 11行目に「下水道の本質的役割を変態させる」とあるが、「変態」という概念より、ありふれた用語だが「進化」のほうが適切ではないか。   | 下水道の基本的役割としての「排除・処理」が抹消されたわけではなく、下水道の役割が多様化し「循環のみち」の役割が大きくなったのであるから、その意味では下水道はオタマジャクシがカエルに「変態」するのではなくサルからヒトへ「進化」するのである。また、第3章の3の「循環のみち下水道」の成熟でも「持続」「進化」「成熟」という概念を使用して、下水道の本質的役割の連続的発展を記述しており、「変態」のような不連続な形態変化で例えるのは適切ではない(3.8～9ページ) | ご意見の通り、当該箇所は、「進化」のイメージの一つとして例示したものであり、注釈に具体例を記載しました。<br><br>(注釈)<br>例えば、汚水処理・雨水排除による土地の衛生、公衆衛生の向上、水環境保全、浸水対策に加え、資源・エネルギー利用、産業活性化、国際展開など新たな貢献分野に下水道の役割を拡大していくこと | p2            |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見  | 理由   | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号           |
|-----|----|---|--|---|-------------------------|
| 123 |    | 「河川施設、道路橋と比較して、下水道管路は平均年齢が若く」の記述は、下水道の老朽化を主張するのにインパクトがない。ストックピラミッドで着目すべき点は、政令市の図において、人に例えれば後期高齢者層に相当する、老朽化が著しく進行したピークがあることが他の施設と同様の傾向であること。(最低、「他の施設と同様に老朽化が進行している」ことを主張すべき。)むしろ、その多くが老朽化している設備費の占める割合が、他に比べて大きいという、下水道事業の特性に基づいた老朽化の指標になっていないことから、設備老朽化の実態も合わせて表示されたい。 | 政令市の平均年齢28年は、河川や高速道路道路橋と比べて決して若くない。老朽インフラのリスクを評価するにおいては人口密集区域である政令市の状況を考慮すべき。また、下水道事業は、他事業に比べ、標準的な耐用年数が土木施設に比べて短い設備の占める割合が多く、実情はこれらの設備の老朽化が著しく進行していることから、事業の老朽度を説明するのであれば設備も含めて評価すべき。(参照:第3回下水道政策研究会資料2の2ページ)  | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を追記しました。<br>○河川施設、道路橋と比較して、下水道管路は平均年齢が若く、行政単位で比較すると都道府県に比べて市町村の方がピークが大きい。また、下水道は、管路施設の他、処理場施設においてはコンクリート構造物等に比べ耐用年数が短い機械・電気設備を多数抱えるとともに、腐食性ガスにさらされるなど劣悪な環境下におかれることも多いため、比較的短いサイクルでメンテナンスや更新等が必要となることが特徴である。 | p2.13                   |
| 124 |    | 「(6)地球温暖化による気候変動に伴う影響」については「(6)地球温暖化による気候変動や都市のヒートアイランドに伴う影響」と修正し、ヒートアイランドの影響も加筆すべき。  | 都市部のゲリラ豪雨は、地球温暖化による気候変動により発生するというより、都市のヒートアイランド効果によるところがある。特に2.27から2.28ページにかけて東京の平均気温の変化を記述しているが、この変化は、地球温暖化効果だけではなく、ヒートアイランド効果が相乗していると考えべき。地球温暖化による異常気象は、河川や下水道に大きな影響を与えるが、とりわけ下水道はこれに加えて、ヒートアイランドの影響を受けることを記述すべき。  | (6)においては、ゲリラ豪雨のみならず、スーパー台風や渇水に伴う影響について記載しておりますので、原案通りとさせていただきます。  | p2.29                   |
| 125 |    | 「社会経済情勢の変化」で(8)成長戦略へのシフトが下水道事業とどうかかわるのが十分説明できていない。(9)技術革新の進展、(10)国際的な水ストレスの増大と水ビジネス市場の拡大と合わせて整理統合すべき。   | 成長戦略と技術革新の進展・水ビジネス市場拡大は関連する事項である。  | 「(8)成長戦略へのシフト」の記載内容については修正させていただきました。(8)、(9)、(10)については内容的に異なる点も多く、原案の通りとさせていただきます。  | p2.44~46                |
| 126 |    | ①「水循環基本法の制定」を挙げるべき。1ページの「はじめに」においては触れられているが、本文ではこれに関しての記述がみられないのは不自然。下水道事業として具体的にどう法整備をしていくのか、下水道の本質が問われる課題である。②「感染症リスクの拡大」を記述すべき。下水道法目的の一つである、公衆衛生の向上にかかわる課題である。感染症は、医療だけに任せておけない、国民の命と健康にかかわる下水道の重要な役割の一つであり、下水道がどう向き合っていくのか問われる事象である。                                | 水循環基本法の制定は、水循環の要としての下水道の役割を体現できる千載一遇の好機である。下水道が健全な水循環の構築・管理にどうかかわっているのか、また関わって行くべきか「水循環基本法の制定」を受けてこのビジョンに盛り込んでおくべき。また、感染症の課題は、感染症予防法の改正が見られたように新種の感染症や、感染経路特定の困難性などがあり、感染リスクは高まっており、国民的関心事になっている。感染症の問題は、医療機関だけの課題ではなく発症経路に下水道がかかわる場合があり、下水道管理の中で質的向上を図り、その発生を抑制できる課題である。また、感染症問題は、毎年1兆円規模で増高している国民医療費抑制にかかわる課題でもある。 | ご意見を踏まえ、p2.18およびp3.4において、水循環基本法について記述しました。<br><br>また、ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>○研究機関は、国と連携し、流入水中のウイルス等の疾患に関する情報を迅速に把握し、地域に感染症発生情報を提供できるシステムを開発する。(技術開発)   | p2.18<br>p3.4<br>p4.105 |
| 127 |    | 「(2)強靱な社会の構築に貢献 a)非常時の下水道機能の持続」に[b]非常時の下水道施設活用による貢献」を付記する。a)だけでは、あえてa)項を表記する必要がない。  | 「下水道機能の持続」だけでは貢献のイメージが弱い。「緊急時水循環機能障害リスク検討委員会」(H19.3)報告書41ページにあるような「下水道管渠を利用して河川水や海水を引き込み消火用水等として利用」などの積極的な貢献を提案すべき。これは大規模雨水幹線では特に効果が大きく、大阪市の天王寺弁天幹線では、弁天ポンプ場から大川の水を逆流させ、広範囲の行政区に消火用水を配水することが可能である。このほか、処理水の利用やマンホールを利用した仮設トイレなどが実施可能であり、非常時に下水道施設を活用して市民生活の安全・安心に貢献することができる。   | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>国は、再生水利用について、渇水時・火災時等の非常時の利用、   | p4.116                  |
| 128 |    | 上欄に加え、社会経済情勢の変化に「感染症リスクの拡大」を登録することを前提に、「(2)強靱な社会の構築に貢献 c)感染症リスク軽減による貢献」を付記する。   | (2)の表題を「強靱な国土の構築」とせず、「強靱な社会の構築」としたのはハード対応だけでなくソフトの施策も想定したものと理解する。感染症は、下水道法目的の一つである「公衆衛生の向上」にかかわる重要な課題であり、国民の健康に直結する、国民の安全・安心にかかわる問題である。下水道は今後、法制上も問題がある病院排水と向き合っていく必要があると考える。下水道の原点であるコレラ対策の将来像をイメージした記述が必要。上記2.1ページの意見に関する理由も再掲。  | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>○研究機関は、国と連携し、流入水中のウイルス等の疾患に関する情報を迅速に把握し、地域に感染症発生情報を提供できるシステムを開発する。(技術開発)  | p4.105                  |
| 129 |    | 第2章の「社会経済情勢の変化」に「水循環基本法の制定」を登録することを前提に、「①健全な水環境の創造(出)」を「①健全な水循環の確保」と修正し、水循環の要としての下水道の意義を詳述する。もしくは「①健全な水環境の創造(出)」はそのままとし、水循環の要としての下水道の意義を詳述する。   | 「水循環基本法の制定」を受けて、できるだけ「健全な水循環」というキーワードで下水道の役割を記述する事が望ましい。水循環基本法は「健全な水循環の維持または回復」の取り組みの推進を基本理念に掲げていることから「①健全な水循環の確保」と提案する。もしくは、「健全な水環境」も健全な水循環の一部を構成する要素として、その意味があるので、表題はそのままとし本文で水循環の要としての下水道の意義を記述する。いずれにせよこのページは下水道の今後の使命を表明する重要な部分であるので内容の充実を望む。   | ご意見を踏まえ、p2.18およびp3.4において、水循環基本法について記述しました。  | p2.18<br>p3.4           |
| 130 |    | 「国は管きよの維持管理基準を定める」は行き過ぎである。管渠の維持管理基準は、地域の特性に応じて各々の事業管理者が定めるべきことであって、全国一律に設定できることは限定される。「国は管きよの維持管理基準の考え方を定め、自治体が適正な維持管理をできる制度を構築する」とすべき。  | 構造基準と同様に、施行令において、法令で規定される基準と条例で規定する基準が併記されることにならないかと想定される。しかし、管渠の維持管理基準は、例えば地域の浸水被害発生リスク、施設の老朽度、合流改善対策の進捗状況、排水区の事業場排水特性などの地域特性を勘案して決定されるべき要素が大きく構造基準のように全国一律に規定される事項は限定される。国は、維持管理基準に基づく適正な維持管理を義務付けるとともに、各自治体が管きよの維持管理基準を定めるにあたってのガイドラインを整備することが必要である。(別紙参照)  | 管路施設の維持管理基準については、事故発生等の実態をもとに、全国統一的に定めるべきものとして、今後具体的に検討する予定です。  | p4.41                   |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見  | 理由   | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号                    |
|-----|----|---|--|--|----------------------------------|
| 131 |    | 「e)経費回収率が低い要因」について、第一義的には4.7ページに記述されているように、「総括原価方式で下水道使用料金が算定されているのが少数である」ことであり、そのことを明記すべき。次に2行目の「①スケールメリットが働きにくく、維持管理費等が割高になる」は「①スケールメリットが働きにくく、維持管理費や資本費が割高になる」とする。         | 経費回収率が低いのは、資本費の回収が十分できていないことが主たる原因であることは自明であり、コスト構造の問題ではない。次にコスト構造については、図4.17に示すように、維持管理費と並んで資本費にスケールメリットが働かないことが大きな負担になっていることを明記し、それらの今後の対策として、前者については、広域化や共同化、後者については、かつて、国を挙げて取り組まれた「コスト縮減」の一層の推進に結び付けるようなコスト構造分析の記述とすることが望まれる。   | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>d)低い経費回収率<br>経費回収率は約77%であり、使用料収入では汚水処理費を賅えず、不足分は一般会計繰入金に依存している。<br>汚水処理原価は都市規模が小さい団体ほど高くなる傾向にあり、使用料単価との開きも大きくなっている。<br>下水道使用料の滞納、不正配管等による下水道不正使用、下水道使用料の徴収・賦課漏れなども経費回収率を下げる要因となっている。<br>E)都市規模が小さい団体の経費回収率が低い要因<br>汚水処理原価は都市規模が小さい団体ほど高くなる傾向にあり、使用料単価との開きも大きくなっている。<br>都市規模が小さい団体ほど経費回収率は低下する傾向にあるが、その原因としては、①スケールメリットが働きにくく、維持管理費や資本費が割高になることにより汚水処理原価が高くなること、②高齢者世帯や低所得世帯が多く接続率が低いこと等が考えられる。<br>上記に伴い、関連する図の配置も修正しました。 | p4.12～p4.13                      |
| 132 |    | 「f)下水道使用料の体系」については、現状解説にとどまっておき今後の問題提起の記述が希薄である。今後何を検討すべきかその課題を明記すべきである。例えば[下水道使用料算定の基本的考え方(2007年版)]の見直し、あるいは基本使用料確保のよる安定経営や大口排出者減少防止のための累進度の緩和など。                            | 経営管理において下水道使用料金の適正な設定は一番の眼目である。とりわけ使用水量減少の主要因になっている大口利用者に対する累進度の緩和は、累進性導入の時代的役割が終わり、使用水量減少期に入った今日的課題である。また、同様に時代的役割を終了したと考えられる下水道法第12条2で過度に課している、特定事業場からの下水の排除制限の見直しにより、特定事業者の負担を軽減することによる大口利用者の回復の誘導や下水道管理者の排水規制事務の負担の軽減を図ることが期待される。  | ご意見の点については、(3)具体施策のc)経営健全化に向けた方策において記載しております。  | p4.37～38                         |
| 133 |    | 図4.35で各都道府県の公社の有無を表示しているのは、都道府県の支援の根拠としているように読めるが、都道府県の下水道担当部署の弱体化や最近の下水道公社解散の潮流を勘案すると、果たして、都道府県が中小市町村の下水道支援の任を担えるのか懸念される。各都道府県の下水道の人的資源の状況も現状分析しておくべきではないか。                  | 都道府県の下水道担当職員の減少傾向は市町村と同様であり、また、下水道担当部署の縮小傾向は顕著である。市町村を指導・支援すべき都道府県の下水道体制の弱体化が大いに懸念される。また、最近の「民でできることは民で」の方針により流域下水道の管理を担ってきた下水道公社解散の兆候が出てきている。こういった現状も考慮しておく必要がある。   | 今後、補完のあり方については、さらなる検討を行っていく予定です。   | p4.38～40                         |
| 134 |    | 「c)経営健全化に向けた方策」に「コスト節減・縮減の一層の推進」を付記する   | 経営健全化のためには今後とも国の財政支援や適正な下水道使用料金の設定が必須であるが、事業者は、単に、国や使用者に負担を求めるだけでなく、事業者自らが身を斬る方策として、効率的な維持管理による維持管理コストの節減や資本コスト抑制のために建設コスト縮減の自律的な取り組みの必要性を記述すべき。また、国はこの方策の推進に一層の指導・支援することが望まれる。  | 頂いたご意見は施策全般に関わるため、施策展開の視点「(1)選択と集中」に、「効率的かつ効果的に下水道事業を進めるべきである」と記述しました。   | p4.192                           |
| 135 |    | 「c)流入水質情報の活用推進」は管路管理や消毒強化以外の処理場の維持管理のためにも活用すべき。また、対象はウイルスだけでなく、病原性大腸菌やジアルジアなどの病原性微生物を対象とし、下水道や環境中における挙動の解明について調査研究し適正な水管理の構築に活用することを展望すべき。したがって表題は「c)健全な水循環構築のための調査研究の推進」とする。 | 感染の恐れのある流入水質情報は、官民にかかわらず、下水道管理に従事する職員にも広く情報提供し、職員の健康保持に役立たせるべき。また、ノロウイルスの感染経路については解明されたが、多くの病原性微生物については、その感染経路や挙動が解明されたとは言えない。都市域で発生する汚水のほとんどが下水道に流入し、CSOや合流区域での浸水、さらにはSSOの問題を解消できていない下水道の現状を考えると、健全な水循環構築のためにはその解明へ向けた調査研究は急務であり、これらの調査研究により健全な水循環における下水道の役割を具現化できる道程を示すことができる。 | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>○研究機関は、国と連携し、流入水中のウイルス等の疾患に関する情報を迅速に把握し、地域に感染症発生情報を提供できるシステムを開発する。   | p4.105                           |
| 136 |    | (1)選択と集中の1行目「汚水処理及び雨水排除による、公衆衛生の確保」は「汚水処理及び雨水管理による、公衆衛生の確保」と修正する。   | 「汚水処理と雨水の排除による、公衆衛生の確保等」は古典的な下水道の役割で成立するものであり、現在では、CSOやSSOによる公共用水域の汚染や内水氾濫対策における流出抑制を考慮すると「雨水管理」が適切。   | ご意見の通り修正しました。  | p4.192                           |
| 137 |    | 3.14ページ;1行目「健全な水環境の創造」と図3.6「健全な水環境の創出」と使い分けするのはなぜか? 「創出」の誤記ではないか?<br>4.6ページ10行目: 低い→低い<br>4.31ページ図4.46: 維持監理費→維持管理費<br>4.179ページ17行目: 退職者の活用による→退職者の活用による                      |  | 「健全な水環境の創造」に統一しました。また、その他についてはご意見のとおり修正しました。   | p3.16<br>p4.8<br>p4.38<br>p4.193 |
| 138 |    | 図2.64、図4.160、図4.192は資料の転用で文字が不鮮明な記述があります。読めない、又は読みにくい文字のある資料は改善したほうがよいと思います。  |  | ご意見を踏まえ、最終報告書の段階で適宜図の修正を行います。  | 全体                               |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見   | 理由   | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|----|--|--|---|---------------|
| 139 |    | 「持続」と「進化」の概念が分かりにくいです。   | 「持続」はある状態がそのまま続くこと、「進化」は事物が変化してより優れたものになることです。この対立概念を「成熟化」でまとめるには、もう少しいい記述をしていただきたいと思います。例えば、図3.2及び図3.3に「持続」と「進化」の図示がありますが、ここでは「進化」を中心に説明しています。これらの図では「持続」は現状維持と理解されるでしょう。しかし、「持続」の中にも「安定したサービス」や「安価なサービス」、「安心なサービス」等を目指した「進歩」があるのではないのでしょうか。つまり、「進化」は社会への貢献分野の範囲の広がりだけではないと考えますが、いかがでしょうか。本ビジョンの骨子の概念ですので、よろしく願います。 | ご意見を踏まえ、「第三章3. 下水道長期ビジョン」に持続と進化の概念について修正・追記しました。  | p3.9～10       |
| 140 |    | 「全国の電力消費の約0.6%」は「全国の電力消費の0.7%」ではないでしょうか。   |  | 意見のとおり0.7%が正しい数値であるため、修正しました。   | p4.182        |
| 141 |    | 「(4)人材育成」において、下水道担当者、とりわけ維持管理担当者のモチベーションアップの記述を加えていただきたいです。例えば、維持管理担当者の処遇、資格、研修等の充実について触れていただきたいです。  |  | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を追加しました。<br>○また、まずは、下水道関係者自身が、下水道の魅力を再認識し、他者に伝えることができるようになるための内部広報や研修等の取組を行う。 | p4.72         |
| 142 |    | ここにだけ「下水道インフラ」という語彙が出ていますが、違和感を感じます。「下水道」という言葉の中には「下水道事業」や「下水道機能」、「下水道インフラ」が含まれるのでしょうか、ここは「下水道のブランド化」でよろしいのでしょうか。  |  | ご意見の通り、P. 4. 106を下水道のブランド化に修正しました。  | p4.106        |
| 143 |    | 新下水道ビジョンの中で、「補完」、「支援」、「協働」のコンセプトは、非常に分かりやすく、卓越したものです。各主体の連携が下水道長期ビジョンを実現するための要であるというメッセージはよく理解できます。なお、できましたら、3.22の各主体の役割の例の記述の最後に、「国民」の役割もしっかりと記述していただくとうれしいと感じました。                        |  | ご意見を踏まえて国民の役割を追加しました。   | p3.25         |
| 144 |    | 新ビジョンの中にディスポーザの導入検討の項目が入っていません。「循環のみ下水道の成熟化」を考えると、厨芥ゴミの下水道受け入れを正面からとらえ、これによる循環のみを追求すべきと考えます。   | ディスポーザは負荷を増やすというマイナス面のみ強調されますが、バイオガスの回収、高度処理の炭素源の確保という観点からは、下水処理へのプラス面もあると思われます。自分ゴト化のタームが出てきますが、ディスポーザ(直投型)の設置により、下水道使用と下水道システムそしてその先の環境との関連が密に見えてくると思います。  | ディスポーザについては食品系廃棄物に含まれると考えております。   | p4.117        |
| 145 |    | 「水循環基本法」の成立に基づく、下水道としての取り組みについて、具体的なビジョンの策定が必要と考えます。   | 社会経済情勢等の変化において、「水循環基本法」の成立はとても大きな要素であると思われます。ただし、理念的な法律に留まっているため、今後整備される既存法や新法などに左右されるものでもあると思います。このような状況にはあるものの、各省庁の横断的な取り組みは今後必ず必要となると想定されますので、現状の課題に基づいた下水道の方向性なども長期ビジョンとして位置づける必要はあると思います。   | ご意見を踏まえ、p2.18およびp3.41において、水循環基本法について記述しました。   | p2.18<br>p3.4 |
| 146 |    | 「循環のみ下水道」の進化にあたり、合流式下水道の「分流化」という大きなプロジェクトを実施していくべきであると考えます。  | 社会情勢としては、少子高齢化に伴う「ゴミ捨て」の省力化は国民生活に直結した課題があります。下水道のパイプ収集システムを最大限活用する取り組み(ディスポーザ等)は各家庭に直結するものであり、「国民の理解」を伴う「新たな価値」に位置づけられると考えます。しかし、この取り組みにあたり、先進的に実施していくべき大都市の多くは「合流式」という課題を抱えています。これらの課題の根本的な解決を実施していくことが、下水道ポテンシャルおよびその範囲が大幅に上昇していくことに繋がっていくと思われます。  | ご意見を踏まえ、合流式下水道の分流化は、4) 雨水管理の推進で例示させていただきます。   | p4.154        |
| 147 |    | 「日本は、水と衛生分野における世界第一位の援助国であるが、下水道分野における日本企業の受注実績は限定的」と現状分析をされています。相手国のインフラ整備状況や技術・人材に即した本邦企業による展開がなされていないと考えられます。企業側も相手国に期待される技術をもってビジネス展開する必要があります。相手国のニーズが明確になるような政府対応や企業への情報提供・指導を期待します。 | 国土の狭い日本において発展してた下水道(下水処理技術)はハイスベックであることが十分に考えられます。浄化槽のような汚水処理技術、集落排水的な整備手法など提案できることは多々あると思います。一方で地球温暖化を見据えた省エネ技術は世界先進国を含め広く普及されるべきものと考えます。   | 今後の取組の参考とさせていただきます。   |               |
| 148 |    | 施策展開の視点における「効率的な施設管理」において、「既存施設の活用、廃棄物、水道等の他分野との連携」を掲げています。ぜひこうした行政界を超えた取組の実現に期待します。   | 健全な水環境の創造には水の循環が必ずであるのは明確です。さまざまな分野と連携することで、新たな技術革新や水環境の創造に対する下水道の役割が高まると思います。水道技術開発において下水道の利用がスムーズに行えれば生かされるものがあると思います。   | 今後の取組の参考とさせていただきます。   |               |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見   | 理由   | 対応方針  | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|----|--|--|---|---------------|
| 149 |    | 述べられている危機とは、取り巻く環境の変化により、現行の下水道システム・制度の継続ができなくなりつつあると解するべきで、近い初来、現行下水道システム・制度を発展させることではもはや解決できなくなると認識すべきと思慮される。<br>従って新ビジョン、長期ビジョンでは、現行システムの延長線上ではなく、新たなシステム・制度を考えること必要性、方向性を示すべきである。  |  | 社会経済情勢の変化、下水道事業の現状を踏まえたと新下水道ビジョンを作成しております。  | 全体            |
| 150 |    | ここでは『ひと、モノ、カネ』の一体管理の重要性を述べているが、一部の大都市圏を除いて、『ひと、カネ』の不足、今後はさらに深刻化することは明らかである。そのような環境の中、その前提条件が成り立つことができないなかで、ご提案の『一体管理・管理計画』を策定することにより、これらが解決されるのか？あるいは解決できないことを明らかにするための『管理計画』なのかとさえ言われかねない印象を受けます。もはやこれからの時代に向かっては現況システム・レビューをし、新たなシステム・制度の構築を検討すべき段階にきているのではないのでしょうか。 |  | ご意見の趣旨も踏まえ、本ビジョンにおいては、「人、カネの制約がより厳しくなる中で、施設管理、経営管理を適切に実施すべく、必要となる人・モノ・カネの持続的なマネジメントを事業管理計画制度として構築する。」こととしており、具体的な施策として、「事業管理計画の策定・見える化」に加え、「事業管理に必要な補完体制の確立」等を併せて講じていくこととしています。 | p4.35～p4.41   |
| 151 |    | 管きよだけでなく、マンホールふた、マンホール、汚水樹、取付管等の管路施設全体の維持管理基準の設定をお願いします。   | 現在、管きよのTVカメラ調査時に、マンホールふたを開けているにもかかわらず、マンホールふた、マンホールの点検を実施されていないケースも確認されている。ストックマネジメントの推進が求められる中、管きよだけでなく、管路施設全体の維持管理基準が必要。また、管路施設の中でも、マンホールふたやマンホールポンプ等は標準耐用年数も短いため、これに相応の維持管理基準の設定も必要と考えるため | ご意見を踏まえ、以下のとおりに文章を修正しました。<br>○国は、管路施設に関する維持管理や事故発生等の実態をもとに、予防保全的管理の実現に向けた管路施設の維持管理基準を策定する。  | p4.41         |
| 152 |    | 改築更新推計費について、処理場、管路という大分類だけでなく、マンホールふた、マンホールの中分類、小分類まで、細分化した予測を実施して欲しい。   | 前項(4.2)での意見とも関連するが、大分類のみでの推計では、各施設の改築更新が適切に実施されないことも懸念されるため。また、民間企業としては、中分類、小分類レベルでの改築更新費推計の提示により、事業計画の精度向上による効率的事業運営が期待できるため。   | 全国ベースでの予測については、制度改善等の必要性に応じて取り組んで参ります。  | p4.37         |
| 153 |    | 広報の取り組み状況の箇所「マンホールサミット2014」を事例として追加して欲しい。  | マンホールサミットは、市民と業界人が交流する場として、業界関係者だけでなく、様々なマスコミ・メディアが注目し、下水道広報の有効な手段として、成果が確認されたものであるため。   | ご意見を踏まえ、以下のとおりに文章を追加しました。<br>○下水道広報プラットフォーム(GKP)では、関係団体の連携により、優れた活動を表彰する「GKP広報大賞」や、マンホールファンと下水道関係者が一堂に会する「マンホールサミット2014」の開催等、先進的な広報活動を行っている。                                    | p4.65         |
| 154 |    | 「下水道長期ビジョンの実現に向けた各主体の役割」に関して、広域的な見地から、市町村を包括する都道府県がリーダーシップを発揮することとなり、官民連携(PPP/PFI・コンセッション等)の観点からも、その総合調整の役割に期待しております。一方、真の広域化実現のためには、下水道管理者たる市町村自身が、近隣市町村との連携について積極的に取り組む必要があり、大規模自治体と小規模自治体の「官官連携」の促進が図られる施策の展開をご検討頂ければと思います。   | —  | ご意見を踏まえ、以下のとおりに文章を修正しました。<br>○国は、事業主体等の意見を踏まえつつ、補完内容、補完に必要な能力や、事業主体の特性に応じた、広域管理・共同管理等の具体的な補完体制等について、公的機関による補完、民間企業による補完等の観点から検討を行い、必要な制度等を確立する。                                 | p4.38         |
| 155 |    | 「下水道産業の活性化・多様化」に関して、モデル都市における包括的な民間参画の仕組みの検討が具体的施策に上がっており、今年度から検討が進められるものと認識しております。PPP/PFI・コンセッション等を検討するに当たっては、広域化・共同化によるスケールメリットを確保することが重要であると考えており、モデル都市の選定に際しては、「広域連携手法のモデルとなる都市」という観点も一つの選定基準としてご検討頂ければと思います。  | —  | 今後の取組の参考とさせていただきます。   | p4.74～p4.84   |
| 156 |    | 「水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化」に関して、長期的には、上水道との連携も重要となってくるものと考えております。ビジョン(3.15ページ)における「水関連施設の一体的管理」「取排水系統の最適化」に、斯かる概念も含まれるものと思われませんが、その実現に向けての具体的施策についても、省庁の枠を越え、検討が進むことを期待しております。  | —  | 今後の取組の参考とさせていただきます。   | p4.116～p4.118 |
| 157 |    | 「表 4.4 地方公共団体あるいは補完者に求められる能力」の「調査・設計」「施工」の「政策形成における能力」に、以下趣旨の文言(太字下線部)を追記<br><br>「○発注制度の内容や動向等を把握し、事業主体の意向及び事業形態(官民連携を含む)も踏まえ、最適な発注方式を企画・立案できる能力等」   | 貴省下水道企画課との意見交換を通じ、下水道分野の官民連携においては、地方公共団体及び補完者において、事業形態を踏まえた民間への性能発注に係る実務対応及び関連ノウハウの蓄積が大きな課題と認識されており、下水道産業の活性化・多様化の方向性を踏まえれば、係る内容を政策形成における能力に加えることが有意義であると思料されるため。                            | 発注制度の内容や動向等に、官民連携に関する事項も含まれているため原文の通りとさせていただきます。  | p4.39         |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文 | 意見  | 理由   | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|----|---|--|--|---------------|
| 158 |    | (1)民間委託への状況(図4.83)について、運営方式毎に「経営計画」、「管理(財務・人事等)」、「設計・建設」、「営業(料金等)」、「維持管理」等の業務が官民のどちらに帰属するのか、一般的な内容を図示。<br>(2)地方公営企業と地方独立行政法人、PPP/PFI、民営化等の経営形態を「公共性」「効率性」等の観点から客観的に比較                       | 下水道産業の活性化・多様化においては、PPP/PFIの運営方式については民間の自由度・創意工夫の度合いに止まらず、既に左記業務の官民役割分担についても議論がされており、係る内容を記載することで関係者に下水道運営方式及び経営形態についてより正確な把握を促し、官民のより活発な対話の促進が期待されるため<br><br>【出典】<br>(2)に関して、「水道事業民営化基本方針～公共施設等運営権制度の活用について～(案)」(平成26年 大阪水道局)P28他  | (1)については、PPP方式(既存の契約方式)ごとの業務分担等を説明する図を追記しました。<br><br>(2)については、今後の取組の参考とさせていただきます。  | p4.76         |
| 159 |    | 平成26年3月:「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」は策定済であるため、「予定」は削除されるべきかと存じます。  | -  | ご意見の通り「予定」は削除しました。   | p4.79         |
| 160 |    | 第2章(8)成長戦略へのシフト<br>b)デフレ脱却と持続性のある経済成長<br>【修正】<br>・「お金を動かす」:民間のお金の流れを活性化する。<br>↓<br>・「お金を動かす」:政府の財政出動による波及効果も含め、民間のお金の流れを活性化する。<br><br>【追加】<br>・マクロ経済的な視野に立ち、下水道事業の実施による経済波及効果についての分析・検討を行う。 | ・デフレ脱却のためには民間にお金を回すことが重要であるのは当然であるが、そのためには「金融緩和」と連動した「財政出動」が最も有効かつ必須の手段である。(現在の日本は、金融緩和したお金の貸出先がなく、日銀当座預金として大量に眠ってしまっている状況であり、財政出動により強制的なお金の流れを作ることが必要。) 財政出動をせずに「民間のお金の流れを活性化する」のは不可能ではないが非常に難しいのに対し、財政出動は強制的にお金を流すものなので、確実に効果が得られる方法である。これは、アベノミクス2本目の矢として位置付けられているものである。<br>・一方で、根強い公共事業批判の中、財政出動による効果を矮小化する誤った(と思われる)経済理論も横行しており、適切に公共事業を実施していくためには、下水道事業関係者がマクロ経済に対する正しい認識を持つことが極めて重要である。<br>・下水道分野に関しては、土木・建築・電気・機械などの分野を通してさらに幅広い業界への経済波及効果が期待されることから、下水道事業による経済効果についての検討を行い、事業自体の必要性と併せて、経済対策の効果についても併せて把握しておくことが重要である。<br>・以上のように、公共事業による経済効果は国民の生活に極めて重要な影響を持っており、公共事業の一端を担う下水道の立場として、マクロ経済的な認識が抜け落ちているのは極めて問題であると思われることから、記載いただきたい。 | 今後の取組の参考とさせていただきます。  | p2.44～p2.46   |
| 161 |    | 第4章第1節 3. 国民理解の促進とプレゼンス向上<br><br>【追加】<br>○下水道事業を含む公共事業の経済波及効果について、分かりやすく国民に伝える。   | 同上   | ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>a) 広報内容の充実<br>○広報する内容は、下水道の基本的役割はもとより、健全な水環境の創造、バイオマス利用、資源循環等を通して、循環型社会の形成や、エネルギー安全保障、観光立国、経済成長など幅広く貢献できるポテンシャルを有していることを魅力として伝えるとともに、経営状況や維持管理状況など下水道の実態や課題についても場面に応じて、正しくかつわかりやすく伝える。(事業実施) | p4.72         |
| 162 |    | 第4章第3節(1)選択と集中<br><br>【追加】<br>○一方で、公共事業はマクロ経済的な影響が大きいことから、下水道事業全体の事業規模については、政府として経済情勢を勘案して適切に行っていくことが必要。(例えば、インフレ期には公共事業費全体を削減するなど)   | 同上   | 今後の取組の参考とさせていただきます。  | p4.192        |
| 163 |    | ・冒頭に以下を追記。「昭和46年に普及率x%であった下水道は、その後、着手都市の増加、集中的な整備により76%まで普及。浸水対策の雨水整備が進むとともに、再生水・汚泥資源化などもはじまった。」<br>・社会経済情勢のバラ1に、以下を追加。「電力等エネルギーの逼迫」<br>・同バラ2を修正。 管理運営の時代 → 運営・改築の時代                        | ・計画の出発点は、まず現実の評価・総括。将来を見通す上で、同程度の過去を最小限総括する。<br>・エネルギー消費インフラであるとともに、今回は自立・供給への転機とする。<br>(下水道の特色)<br>・インフラの中でも耐用年数が短い設備部分が多い下水道では、「改築」更新(投資)をしっかりとすることの必要性を、絶えず運転し続けるという「運営」とともに強調する。   | ご意見を踏まえ、以下の修正等をいたしました。<br>・「第1章」に下水道整備の発展について定量的に記載しました。<br>・「はじめに」に電力等エネルギーの逼迫について記載しました。<br>・改築については管理の中に含まれると認識しており、原案の通りとさせていただきます。  | P1<br>P1.1    |
| 164 |    | ・バラ2: 究極の使命 → 最終目標、貢献 → 実現。<br>・バラ4.5の文末: を期待 → が必要。  | ・使命とするには、他でなく下水道で実現すべきかという客観的説明が望まれるところ。<br>・全国自治体現場の苦勞に救いとなるスタンスが望まれる。  | 社会経済情勢や下水道の機能やポテンシャルに鑑み、下水道の機能やサービスを通して望ましい社会の構築に貢献することを使命とし記載しております。<br><br>また、ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。<br>○これらの多様な主体が～(中略)～実行されることが求められる。  | p2            |

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は到着順に掲載しています

| No. | 原文   | 意見  | 理由   | 対応方針   | 修正版に該当するページ番号 |
|-----|--|---|--|--|---------------|
| 165 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機パラ1: 「ベテランの大量退職と体制縮減」「施設の老朽化」「投資縮小」が、時間の経過とともに・・・</li> <li>・目的パラ1 なぜ最初で最後か、一言ずつ説明が欲しい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の切迫感が伝わるように。</li> </ul>  | <p>概要版はご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。<br/>                 ○「人」、「モノ」、「カネ」の面での制約(例えば、「ベテランの大量退職と体制縮減」「施設の老朽化」「投資縮小」など)</p> <p>・危機とポテンシャルの両方を勘案して、一体的管理による持続可能な下水道事業にシフトする初めての取組であり、このビジョン策定をその契機とするべきであるため、原案の通りとさせていただきます。</p> |               |
| 166 | <p>(エネルギーの集約・自立・供給拠点化)<br/>                 (3)主な具体的施策</p>   | <p><b>下記の内容を追記</b><br/>                 ○国は、下水処理施設の上部等を活用した太陽光発電や放流落差を活用した小水力発電など、再生可能エネルギーの有効活用事業を基幹事業として位置付け、高率補助とする。(制度構築)</p>           | <p>エネルギーの自立を国の目指すべき将来像としているにもかかわらず、太陽光発電や小水力発電は、交付金制度上では効果促進事業の位置付けであり、政策と制度が合致していないため導入が進んでいない。<br/>                 政策として強力に推進するのであれば、基幹事業に位置付け、高率補助にすべきである。</p> | <p>現在でも新世代下水道支援事業制度において基幹事業の対象となるものもありますが、今後とも関係者のご意見・ご要望を踏まえ制度の検討を行ってまいりたいと考えています。</p>  | p4.113        |
| 167 | <p>(エネルギーの集約・自立・供給拠点化)<br/>                 (3)主な具体的施策</p>   | <p><b>下記の内容を追記</b><br/>                 ○国は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、下水道施設用地の一部を暫定的に太陽光発電などの設置に活用するなど、新たな土地利用の制度を創設する。(制度構築)</p>         | <p>多くの下水処理場用地では、段階整備に備えて予め土地を確保している。<br/>                 将来施設増設などに着手するまでの間、暫定的に太陽光発電などを設置することが制度的に認められれば、再生可能エネルギーの拡大及び目標達成が容易になる。</p>                            | <p>暫定的な他の目的への活用については、財産処分の制度で対応しているところですが、今後とも個別の要望に対しては、協議・検討してまいりたいと考えています。</p>  | p4.113        |
| 168 | <p>(省エネルギー対策・温室効果ガス排出量の削減)<br/>                 ・国は、省エネ・創エネ性能が高い施設に対する重点的な支援を実施。<br/>                 (制度構築)</p> | <p><b>(意見)</b><br/>                 「省エネ・創エネ性能が高い」の定義を明記すべき。</p>  | <p>省エネ・創エネ性能が高いの定義が不明であるので、どのような条件を満たした場合に「重点的な支援」がなされるのか不明確である。<br/>                 また、エネルギー1割削減や温室効果ガス11%削減目標の達成にあたって、省エネ・創エネ性能が高い施設に限定する必要があるのか疑問である。</p>      | <p>当該制度については、省エネ・創エネ性能の基準等を含め、今後、詳細に検討してまいりたいと考えています。</p>  | p4.119        |